

午前九時〇〇分開議

○議長（鈴木基次君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第1号 美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） おはようございます。

議案第1号 美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について細部説明を申し上げます。

いよいよ来年1月1日から、個人番号、いわゆるマイナンバーの利用が少しずつ始まるわけですが、この制度の根拠となる法律である行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律は個人番号の取り扱いについて厳格に定めていて、この法律の別表で定める業務以外には個人番号を利用してはならないことになってございます。

一方、同じ法律の第9条第2項の中で、地方公共団体の長、その他の執行機関は、福祉、保健、医療、その他の社会保障、地方税、防災に関する事務とこれらに類する事務について、条例で定めるものの処理に関して必要な限度で個人番号を利用することができることと定められていて、上位の法律に定められていない事務についても個人番号を利用する、いわゆる独自利用について、条例に定めて利用できるということになってございます。

また、法律の第19条に、個人番号を提供してもよい者とその事務についての定めがあり、同条第9号に条例の定めるところにより、地方公共団体と他の機関は特定個人情報を提供できると定められています。

これらのことから、今回ご提案いたしました条例を新規に制定することで、国の法律に基づかないが個人番号を利用する事務と情報連携してよい事務について、別表において定めるものでございます。

では、条文に沿ってご説明いたします。

条例の第1条は、この条例の趣旨についての定めでございます。

第2条は、用語の定義でございます。この条例で使用する用語は、国の法律に定義されているものとなっています。

第3条は、町の責務として、町は個人番号の利用及び提供に関して適正に取り扱わなければならないという定めでございます。

第4条は、法で定める独自利用の範囲は別表第1に定める事務と国の法律の中で法別表

第2として定められている事務とするという規定と、平成29年7月からほかの機関との情報連携が始まった場合には情報提供ネットワークにより税などの情報の提供を受けたり、ほかへ提供できるという規定でございます。

第5条は、法第9条第9号で定める場合として、教育委員会が町長部局へ特定個人情報の照会や提供を受けられるという規定でございます。

第6条は、細部については別途規則で定める規定でございます。

条文をめぐっていただいて、別表第1、別表第2というのがついてございます。

別表第1、別表第2は、独自利用ができる事務として、国の法定事務ではない県単の医療費補助制度である乳幼児医療、ひとり親家庭医療、重度心身障害児者医療の3つを挙げています。ただ、今回の条例では、現時点でわかっている範囲で上位の法律に基づかない独自の利用について別表として挙げていますが、今後、上位機関と協議していく中で、独自利用や情報連携する業務がふえる可能性があります。上位の法律で独自利用は条令で定めることとなっている関係から、今後も、本条例の別表に事務を追加する必要があるれば、その都度条例の改正が必要になることにご留意願います。

附則として、この条例は平成28年1月1日から施行いたします。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。中西議員。

○10番（中西満寿美君） 10番です。

マイナンバー法に基づいた条例ということで、マイナンバーについて少し質問をさせていただきます。

1点目は、全国で500万ぐらいまだ返送カードが残っているということで、郵便局から来た場合、この前の9月議会の説明では、1週間ですか、郵便局へ保管をして、その後は町に返されるというような話を、そこ間違ってるかわかりませんが、そういうことを聞いたんですけども、現在、美浜町にはどのくらい配達できないというか、そういうカード保管していますか。それは、一体いつまで保管せんなんのでしょうか。それから、拒否をした人があると聞いたんですけども、こういう、そんなもん要らんでいうことができるのでしょうか、そういう場合はどうするのでしょうか。

3点目は、ある人のお母さんが施設に入ってあって、そういう場合の配達というのかな、認知症なんかだったら、本人と違って施設長が代理で受け取るということとはできないと聞いておりますので、そういう施設に入所して、特に重度というんか、そういう人は本町にもあるんかどうかということです。

それから、後で出てきますけれども、このマイナンバーによって非常に役場の事務も、住民課にこのマイナンバーの担当が置かれるということですが、非常に事務が増えてきていると思うんですが、それは、一体、これは国が決めてするわけですから、そういう自治体の負担といたしますか、そういう費用は国が全額補填をしてくれるのでしょうか。

最後に、一体これを大騒ぎしているんですけども、私たち住民にとってどんなメリッ

トがあるかということ、私は、もう既にデメリットをこうむっているんですけども。といいますのは、マイナンバーを出納室に出さんなんのです。そこで、出そうと思って、11月30日に来たんですが、これは大事やからということで片付けたんですが、その片付けたところがわからんようになって、今探しているところで、えらいデメリットを受けているんですけども、そんなうかつなことするのは私ぐらいかと思うんですが、中にあるん違うのかなと、一体これは12桁の番号をもらって、私たち、どんな利益になるのかなということ。

いろいろ申し上げましたが、そういうことについて、まずお答えいただきたいと思います。

○議長（鈴木基次君） 住民課長。

○住民課長（藪内美和子君） 中西議員にお答えいたします。

まず、何点かありましたが、抜けている場合はまたお願いいたします。

1点目の全国で500万残っているが、美浜町ではどれぐらい返ってきているかという件でございますが、先週末現在で245件ございました。まず、転送をかけている方については、もう郵便局ではその人についてはもう配達しないでこちらへもう全部戻ってくるという形で、それで、郵便局の期限、1週間期限を過ぎてとりに来られなかった方、そういう方合わせて245件となっております。先週末で受領された方については47件、毎日10件ぐらいの割合で窓口、皆さん、とりに来ていただいています。

その245件戻ってきた方につきましては、私ども、また封書で普通郵便で、転送かけている方についてもそちらに着くように郵送しているところでございます。

それで、いつまで美浜町で保管するのかといいましたら、これは3カ月、3月末まで私どもで保管しまして、それが過ぎますともうお渡しできないという形になります。

それと、拒否をした方についてどうするのかということなんですけれども、受け取り拒否された方、1件ございます。その方についてももう付番はされております、住民票の中に。だから、拒否されても、もうその方についてはマイナンバーはついておりますので、この方がまた今度やっぱり欲しいよと言われたら再交付になりますので、料金がかかってくるということでございます。

それと、施設に入っている方につきましては、居所登録というのがありまして、こちらの施設に入っていますよという居所の登録をしていただいた際に、そちらのほうに送っていただくという形になります。その居所登録をしていただくに当たって、もちろん、施設の係の方の証明も必要です。それと、本人確認として、入っている方の本人確認書類も添付していただきます。

事務が増えてきているので事務負担とかどうなのかということなんですけれども、その後の郵送料であったり、また書留で送った分については、こちらはカウントしております、その分をまた後日負担金として請求させていただくという形になっております。

事務が増えて、人は増えてくれたらありがたいですが、それはないので、今、協力し合

ってやっているところでございます。

あと、メリットはどうかということなんですけれども、国のほうはこのカードを持ってコンビニ交付とか、都会でしたらコンビニ交付やっているところはそのカードでコンビニで住民票とれるよというところではございますが、美浜町はコンビニも1店、2店なんですけれども、そこにそういう機械を置くという予定もございません。それで、あと確定申告時期になりましたら、パソコンで確定申告される方についてはそのカードで、今まで住基カードを使っていたというのと同じような使い方をさせていただく。あと、免許証を持っていない方についての本人確認書類ということでございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） 10番です。

今、いろいろ教えていただいたんですけれども、施設入所の場合のところの居所登録というところが、ちょっともう一回ご説明いただきたいと思います。

それから、住民にとってのメリットということで、当町では確定申告のときのパソコンで使えるということですが、それいづれもカードをつくらんとあかんということですね、身分証明書にしても。そのカードは別に義務ではありませんのでつくらんでもいいわけですから、カード、ほんならつくらんかったら番号いただいても何も得にならないのでしょうか。何か得になること、カードは、私は、私というたら悪いけれども、つくらへんですけれども、カード以外で何かメリットがないかどうか。

○議長（鈴木基次君） 住民課長。

○住民課長（藪内美和子君） 居所登録につきまして、老人施設に入っている方も、住所を移されている方はそのままもう住所地のほうへ行きます。ただ、老健施設といいまして、住所を移さないでその施設に入っている方については、やはり住所地に郵便が配達されますので、受け取れないという事実がございます。その方については居所登録をさせていただくという、そういう申請用紙がございますので、その申請用紙に登録していただいて、施設で受け取っていただくという形になっております。

通知カードのメリットといいましたら、本当に、私どもも、大きな声では言えませんが、国はそれはメリットって言うているんですけれども、なかなか難しいです。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 私のほうから、少し補足させていただきます。

5点目の住民にとってのメリットはという、今、住民課長からも答弁ありましたけれども、確かにコンビニ交付とかやっていない中では、なかなか目に見えてこれがメリットというのは、今のところ見出せていないというのが実態だと思うんです。ただ、1月1日からいよいよ制度が始まり、その後、29年7月からは、さっき条例の中にありました情報連携ということで、いろんな情報が、今まで個人さんに転出先、前の住所に所得証明をと

りに行ってもらったりとか、そういういろんな手続が必要になった部分が、このマイナンバーで統合されることになってくれば、そういうのをとりに行かなくても済むというふうなことも出てきますので、いろいろと情報連携が始まったときには、役所側のメリットというのがかなり大きい部分ではあるんですが、個人さんにとってもそういう事務手続が少しでも簡素化されるというところでは、メリットが少しずつ出てくるのではないかなというふうに感じております。

それと、ちょっと担当外ではありますが、施設入所の方の扱いという部分で、実際、私の家族なんかも老人ホーム入っているんですけども、施設側でもやっぱりその管理についてはやっぱり施設長が受けとったわ、そのカードをどう管理していくんかという問題はやっぱりあると思っていて、先日も施設から私の家に通知が来たんですが、そのまま施設長に預けて管理してもらいますか、それとも家族さんが引き取って家族が管理しますか、選択してくださいというふうな通知が来ていました。それで、近くに、家族さん、そういう方がおる方はできるだけ家族で管理したいというふうなことなんだと思うんですが、どうしても家族さんが管理できないという場合は、何か委任状のような書類をつけた上で施設長が管理するというような形になるのかと思います。いずれの施設でも、その管理についてやはり頭を悩ませているところなのではないかなというふうに推測いたします。

以上です。

○議長（鈴木基次君） ちょっと、ほかに。9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 田淵です。

ここまで疑うというもんじゃないんですけども、世間でこれだけ注目されているんで確かめておくために聞いておきたいというの、ここで聞くんですけどね。この条例に定めた使い方というのは、使い方まで条例で定まっております。一説によると、外国では随分ともう個人情報漏れてしまっているというようなこともある。しかし、漏れたからというて、そんなに実害があるってまた別の話だそうで、そのとおりにしたら、漏れたかで特定何の、何というか、被害もないというのが本来の姿だと思います。

そこですけども、この条例以外に何か、ああ、これ便宜上やなということで、ここであたわっている以外に何か役場の中で使われてたってなり、国・県も含めてですけども、使われてたかって、我々には決して実害というのはいわけですよね。この条例に違反して使用したような場合の懲罰とか、そこら辺の庁内での取り決めというんか、そこら辺はどんなになっているんですか。実害がないから、ああ、これだめですよというても、なおざりになってしまう可能性って随分あると思うんです、そこら辺をちょっと。実際は、これ以外に使ったらどんなことになるんかというような話が、中ではどないなっているんかという話、ちょっと聞かせてください。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） お答えします。

なかなかまだその懲罰というところまで議論が至っていないというのが現状なんです、

ただ、今度また第2回目の会議を開く予定なんですけど、この前から窓口の関係課の担当者同士で集まって、そこへ総務も入るような形で、1月1日からの窓口対応をどうしていこうというふうな会議を、今、開いているところです。

やっぱり、上位の省庁から言ってくる取り扱いもちよっとそれぞれ温度差がありまして、やっぱり税であったり、住民票であったり、印鑑登録であったり、この辺の部署についてはもう相当厳格な取り扱いを言ってくるところなんですけど、一方、福祉関係、例えば認知症のある人が介護保険の申請に来たときに本人書けない場合はどうするんだとか、いろいろそういう手順というか、マニュアルのようなものがやっとなんて最近になっていんな省庁から出始めてきているというふうな状況です。今言ったような認知症の方であれば、職員がかわりに書いてあげてもええよみたいな話も少しずつ出てきている中で、役場の窓口関係課の中でも、上から、上位の上位機関から言ってくる事務取扱が微妙に異なる部分があると思いますので、その辺をどうしていこうかという話を、そういう担当者を集めて会議をする中でやっとなんて話しているところなので、その扱いの結果、個人情報漏れたことによってどういう懲罰というあたりまでの議論は、まだそこまではちょっとできていないという状況でございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） ほかにありませんか。7番、高野議員。

○7番（高野正君） 7番。

今の話なんやけれども、懲罰できている、できていないということなんやけれども、これ何というかな、先だってもどこかの市が68万人の個人情報漏れたというんで懲戒免職になっていますよね。そういったことを踏まえたら、68万人やさかい懲戒免職で1,000人だったらええんかいという話したら、今の懲罰決まってもせんということよりかよ、これ絶対漏らしたらいかんことなんで、将来的にはその個人ナンバーにどんだけの情報入っていくかわからないでしょう、今の現状ね。もし入っていったときにこれ漏れたら大ごとになるというのは、もう当然のことですよね。懲罰ということよりか、そういう罰則規定でちゃんと規定してよ、こうあるべき話で、この1,400人でも何でも、何でも起こっても責任とらんでいうのがあかん。もう、ごく普通の当たり前の話なんやけれど、どこかでトカゲの尻尾切りみたいに、下請けに、ぽんと、親玉だけかえて責任とりましたような顔しているけれど、これ絶対漏らしたらあかん情報なんですよね、こんな普通に考えてね。それを、懲罰と違って、そのたった懲罰から訓告とかそんなんで済むんかなという話なんやけれども。それが、100人だったらそうなるんか、1,000人だったらそうなるんか、1万人だったらどうよって、68万人だったら懲戒免職、そういうもんと違うと思うんやけれど。1人でも100人でも一緒やと思うんですけども、その辺のお考えというのは、今、総務で、上から言うてけえへんさかいええわということと違って、まだ決まってもせんよと違って、それが漏らしたらいかんという日ごろの戒めになるん違うかなと思うんやけれど。その辺の職員の体制というのは、一体どうなってるんかなと思う

んやけど、もう一度はっきり、今後こんな方向でとか、ないんですか、総務政策課長としてこうすべきやと。このあつてはならんことをもし起きた場合にこうすべきやとか、そういうのは全くないですか、どうですか。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） お答えします。

当然のこととして役場職員には守秘義務というのもあるわけですし、個人情報保護条例というのもあるわけですので、賞罰委員会という役場の中の組織の中に、こういうケースの場合はどの程度の処罰というふうなのが、大体、県とか国の賞罰規定に準じたような形の表になったものがございます。その中に、当然、こういう今後はマイナンバー、個人番号の漏えいとかいう項目が追加されてくるべきものだと考えます。

今、議員言われましたように、68万件やから重い罰とか、100件だったら少ないとか、そういう問題ではないというふうに認識はしてございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 7番、高野議員。

○7番（高野正君） 7番。

これ、そうやけれど、28年の1月1日からということになっていますよね。今入ってきている分は漏れても、今、総務課長の言い分なら今のところないんで何もせんでええと、今、現状だったらね。今の言い分だったらそう受けとめられるんですけども、同時に、今、堺市長、訴えられそうになっていますよね、長が悪いんやということで。町長、気をつけてくださいよ、漏れたらそういうことにもなりかねませんので。

だから、来年年明けて1月1日から施行しようかというものを、今漏れても何もないんやということになりかねませんということですか。おかしくないですか。これ、同時に出てこなあかんの違うんですか、そういうの。よろしく、ご答弁。

○議長（鈴木基次君） しばらく休憩します。

再開は9時40分とします。

午前九時二十八分休憩

———・———  
午前九時四〇分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） マイナンバーに関する罰則規定ということでお答えいたします。

まず、先ほども言いましたように、地方公務員法上の守秘義務というか、その部分というのは、まず前段ありますけれども、このマイナンバー法、国のマイナンバー法そのものにも罰則規定がありまして、重大なそういう漏えい、不正な利用ということに対しましては3年以下の懲役または150万円以下の罰金というふうな罰則規定が、まず上位の法律の中に書かれてございます。それとあわせて、先ほど言いました役場の中での懲戒処分に

関する指針という中で、現時点ではそこに主なものとして示されている中に、一般サービス違反関係という中に秘密漏えいという項目がございます。職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合ということは、その場合は免職、停職というふうなこともうたわれてございます。このあたりが、適用の範囲になるのかと考えております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） それでは、反対の討論をさせていただきます。

先ほども質問しましたように、非常に、まだ1月1日というたらもうすぐですね。それが、例えば窓口の対応もこれから決めるというか、話をするというようなお話でしたので、非常に準備不足の中でやっていくというのはいかがなものかという、そういう点と、メリットがないというそういう点で反対をいたします。

○議長（鈴木基次君） ほかに討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第1号 美浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第2 美浜町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 議案第2号 美浜町課設置条例の一部を改正する条例について細部説明を申し上げます。

本議案は、来年1月から利用が始まる個人番号についての事務、介護保険法改正に伴う地域包括支援センターの拡充、さらに地方創生など人口問題に取り組むための各種統計情報に係る事務について関係課の業務を見直し、それぞれのニーズに合った形に担当業務の追加や振り替えを行うために、課設置条例を改正するものでございます。

具体的には、各課の分掌事務を定めた第2条中、まず総務政策課の業務として定められていた統計及び情報の管理に関することを防災企画課の業務に振り替えし、国勢調査などに代表される各種統計業務を担当させるものでございます。これは、以前あった企画課がもともと統計業務を担当していたという経緯もありますし、今後の地方創生の取り組みの中で人口対策は最重要課題でありますので、最新の統計情報を管理するためにも、防災企画課が担当すべきと判断したものでございます。

次に、住民課の業務の中に個人番号に関することを追加いたします。これは、来年1月からマイナンバーの利用が始まりますが、出生や死亡に係る個人番号の登録、抹消、個人番号カードの発行などは住民課となりますので、業務として追加いたします。

ただ、前議案にもありましたように、マイナンバーの利用については全ての課がかかわってくる業務でございますので、全庁的に取り組んでいくこととなります。

最後の改正ですが、介護保険法改正に伴う地域包括支援センターの拡充に向けて、現在の福祉保険課の事務に介護保険に関すること、地域包括支援センターに関することを移動し、現在の健康推進課の事務に福祉医療などに関すること、国民健康保険に関すること、障害者福祉に関することを移動します。つまり、一例として、現在は特別養護老人ホームの入所は健康推進課、養護老人ホームの措置は福祉保険課となっているなど業務が2つの課に分かれていることで、利用者の立場からも、業務担当の立場からも一部ややこしい分担となっているところを、来年4月からは高齢者福祉に関すること全般を福祉保険課に集約し、高齢者対策に取り組みます。一方、健康推進課には、医療、健診、国保、障害者福祉などを集約して、住民の健康づくり、医療費の抑制策などに取り組む予定です。

なお、附則として、この条例の改正でございますが、住民課の業務の追加は平成28年1月1日から、その他の改正は平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。2番、繁田議員。

○2番（繁田拓治君） この課の設置条例の中でですが、この統計とか、管理を防災企画課に移動したというのはわかります。それで、マイナンバーについては住民課というのはわかります。

今、あと福祉保険課と健康推進課のことについて今ちょっと説明受けたんですが、高齢者対策であるとか、集約するというんですが、そのところもうちょっと具体的に説明していただけたらと思います。

○議長（鈴木基次君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田端進司君） 繁田議員にお答えいたします。

今現在、僕が健康推進課長ということで、それと美浜町地域包括支援センター長というような肩書きもあります。

ただ、内容としましては、介護保険とそういった老人の予防、腰痛予防教室とか、いろんな面で老人関係のことをやっているわけなんですけれども、一方、健診とか、予防接種とか、そういった医療関係も保健師抱えた中でやっております。最近の医療費の増大というようなことで、いろんなことでジェネリックを普及しなさいとか、いろんな医療関係についての財政の負担を軽減するというようなこともされている中で、一方、うちでは、健診なり、予防接種なり、そういうような、何というか、健康増進をやっている中で、福祉保険課のほうでは医療費の関係をやっていると。普通で言えば、セットで財政のことも考えながら、予防にもうちょっとこら力入れていこうとか、そういったほうが内容的には

合理的ではないかと。

それで、先ほどの細部説明にもありましたけれども、老人福祉で敬老会とか、老人クラブ、それで養護の入所とかは福祉保険課でやっている、一方、老人の介護関係とかはうちのほうでやると。そこらで、両課をまたがっているんな目的は一緒というんですか、そういったことを両方でやっているんで、合理的に老人福祉は福祉保険課でやって、そうやって健康増進とか、医療費の抑制に計画的に取り組むんが健康推進課で、今後、4月以降は取り組んでいくと、そういうようなことになっております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 2番、繁田議員。

○2番（繁田拓治君） そしたら、課が大幅に変わるわけですけども、この課の課長はそのままですね。何が変わるだけで、中身の看板とかというんか、役場入っていったら表示されていますけれども、看板というんかな、地域包括支援センターとか、そういうの書いておりますね、それを変えるというだけで。

すみません。わかりにくかった、ごめん。

そしたら、前に、前議会のときから、前期からいろいろ問題になっておったんですが、福祉保険課の残業に対する問題もかなり取り上げられておったと思います。こういったことについて、このまま移転することによって解消されますか。かなり残業があつて前期はいろいろ問題になったんですけども、それやったら、残業が多いんで人1人雇ったらどうなんというところまで話が出ておったんですが、そこらのほうはどうか。

○議長（鈴木基次君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田端進司君） 看板を振り替えるだけということですけども、今、地域包括支援センターと健康推進課というプレートというんですか、それが地域包括支援センターと福祉保険課がセットになると。それで、健康推進課は今で言う福祉保険課のほうに多分なると思うんですけども、その中で、健診とか、健康増進、乳幼児の健診とか、保健師がおりますので、専門的になりますので、看板だけじゃなくてそれに伴う保健師が、健康推進課、今で言う福祉保険課のほうに行きまして、老人関係、老人クラブや敬老会、そういった事務はうちのほうで事務をしていただくと。そこらは人事のことです。どうなるかはわかりませんが、保健師は、健診なり、赤ちゃんの健康教室とか、いろんな分野では保健師はついてきます。

それと、残業のことですけども、その件につきまして、今で言う福祉保険課ということですけども、そこらあたりは今後十分課内で調整して、そこら是对応できていけるものと思います。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（野田佳秀君） 繁田議員にお答えします。

国保の残業についてなんですが、以前は、国保の業務については1名体制でございまし

た。26年度からは、2名体制で行っているところでございます。だから、26年度からは、残業については減ってきてございます。

以上でございます。

○議長（鈴木基次君） ほかにありませんか。7番、高野議員。

○7番（高野正君） 7番。

いつも、私どもも苦勞する、この福祉保険課と健康推進課、どっちがどの担当で何が担当でって、私は、あほやさかいよくわかりません。いつも難儀するんです、これどっちだったかなって。

それで、町長、あるところによりますと、よそは長寿元気課とかいう課で、お年寄り関係、福祉関係、老人福祉関係全部そこへぼつと持っていつているんですよ。来た人も、長寿元気課って、わしの行くところはここやなってすぐわかる。ほな、健康推進課なら、いつもにここに元気課とか、課の名前、何とかありませんか、これ。あほなこと言うようやけれども、ほんまに、これよそもそういうことを考えてやっと思いうんですよ。だから、もう、私、提案なんですけれども、やっぱりちょっと課の名前ね、ほんで、どんなことを担当したあるとずっと書いてあるから、いつも元気課はこんなことで、わし、ここへ行くんやなとすぐわかるんですよ。一遍、考えていただけませんか、ちょっと。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 高野議員にお答えいたします。

どちらかといえばかたいイメージであるかもわからないですけども、その辺も含めて、今、高野議員でございますが、元気長寿課とか、そういった形で、お話もございました。一度、検討させていただきます、はい。

○議長（鈴木基次君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 今、検討させていただきますということなんで、関連してやります。

以前から、この防災企画課というのも、防災と企画というたら、絶対企画のほうが優先なんよ。よそ行って、視察に行って、防災企画といたら、あんたところ、防災課つくっているんですかって、どうしてもそう答えられるんですよ。この防災企画も、どう考えても企画防災課というほうが、私は、最初防災つくるときには、防災は室か何かという案でも出た記憶ありませんか。どうしても、考えても企画のほうが優先するべきだと思うんですけども、そこもついでに、検討するんだったら一つ机に乗せてやってください。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員にお答えいたします。

それも含めて、一度、机上に上げて一度検討したいと、このように思います。

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、美浜町課設置条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第3号 美浜町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 議案第3号 美浜町税条例等の一部を改正する条例について細部説明を申し上げます。

今回の改正は、前半部分の第1条で美浜町税条例の一部改正、後半部分の第2条で美浜町税条例の一部を改正する条例の一部改正となっております。

まず、第1条の美浜町税条例の一部改正でございますが、今回の改正は、平成27年度税制改正におきまして、国税の改正を踏まえ、地方税の徴収などに係る猶予制度が見直され、分割納付の方法、申請に基づく換価猶予制度などを条例で定める旨、地方税法の一部改正が行われたことに伴い、所要の改正を行うもの等であります。なお、詳細はお手元の新旧対照表をご参照いただきたいと思います。

以下、要約してご説明申し上げます。

まず、新旧対照表の3ページから6ページ中段までの徴収猶予制度の改正につきましてでございますが、第8条は、猶予金額の納付方法の見直しについての的確な納税の履行を確保する観点から、猶予する期間内に猶予に係る金額を各月に分割して納付または納付させる方法を定めるものでございます。第9条は、徴収猶予の申請について、申請書の記載事項や添付書類の見直し及び担保の取り扱いの見直しについて定めるものでございます。第10条は、職権による換価の猶予の手続などを上記の徴収猶予と同様に定めるものでございます。第11条は、申請による換価の猶予を追加し、申請期限を納期限から6月以内と定めるとともに、猶予の手続などを上記の徴収猶予と同様に定めるものでございます。第12条は、担保を徴する必要がある場合について定めるものでございます。第18条及び第23条は、第8条から第12条が追加されたことによる条文の整備によるものです。6ページ下段からの第56条は、独立行政法人の名称変更に伴う改正です。

この条例は、平成28年4月1日から施行いたします。

次に、第2条の美浜町税条例等の一部を改正する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

この改正は、平成27年3月31日付で専決処分させていただきました美浜町税条例等の改正について、未施行の条文について再度の改正を行うものでございます。

新旧対照表の8ページをご参照ください。

この改正は、第1条のうち第2条第3号及び第4号の改正規定は、マイナンバーの利用における国からの通知により、納付書及び納入書には個人番号及び法人番号は原則記載し

ないこととなりましたので、第2条第3号及び第4号の改正規定を削除するものです。この削除に伴い、第36条の2第9項の改正規定、第63条の2第1項第1号の改正規定、第89条第2項第2号の改正規定、第139条の3第2項第1号の改正規定を改めるものであります。

なお、この規定は公布の日から施行するものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） 10番です。

非常にややこしいので、確認とか、質問をさせていただきます。

まず、細部説明で言われた平成27年度の税制改正の要点というのは、納税者のよりというんか、利益になるように猶予とかを設けたというような理解でよろしいんでしょうかということが1点です。

それから、2つ目は質問なんですけれども、初めて聞いたような言葉なんです、換価の猶予というのは一体どういうふうなことでしょうか。

それから、もう一つは、最後のほうに説明された8ページ、9ページの第2条のところ、マイナンバーは表示せんでもええとここではなかったということ、そういう理解でよろしいんでしょうか。

よろしくをお願いします。

○議長（鈴木基次君） 税務課長。

○税務課長（谷輪亮文君） 中西議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の徴収猶予の関係でございますが、これが27年の税制改正で納税者の優位になる法ができたんかという話なんですけれども、徴収猶予の制度自体はもともと地方税法の第15条と第16条に記載されていた分なんです。その中で、地方税法には、上位法には規定されていますけれども、条例のほうでは規定されていないという案件がございます、その中で、見直し案としましては、国の徴収猶予にそぐわない案件につきましては、各地方公共団体で定めてくださいというふうな決まりになりました。

大きく言いましたら、徴収猶予、納入する方法なんですけれども、国につきましては毎月の分割納入または分割納付に定められております。ただ、町の税金におきましては、納期等いろいろな複雑な税もございますので、毎月ではなしに、基本毎月なんですけれども、2カ月に一回とか、ほかの税金の納期がないときに徴収するとか、長の裁量で定めることができるというものでございます。

あと、担保の徴収基準なんですけれども、国税の場合は1,000千円以下の猶予をするときには担保が必要やということなんですけれども、町税につきましては余り高額な税がございませんので、県条例同様500千円ということで定めてございます。

あと、換価の猶予なんですけれども、換価といいますのは、当然、滞納者への物件とか、差し押さえしまして、それをすぐお金に換えるという案件なんです。基本、差し押さえ

すぐに換えていくんですけれども、それを、少し申請によりましてお待ちしますよというふうな条例になっております。

あと、マイナンバーの関係ですけれども、これは、当初この3月31日の専決処分の中で納付書納入書はマイナンバーの記載が必要という部分があったんですけれども、納付書及び納入書のみマイナンバーの記載が不要となりましたので、改正するものでございます。以上でございます。

○議長（鈴木基次君） ほかにありませんか。10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） 10番です。

非常に難しい、換価の猶予というのは、こういうことですか。差し押さえた物件を、公売、競売というのかな、競売にかける、すぐかけんと一定の猶予を、いろんな条件があったら猶予を見ると、期間を、即競売というか、公売にせんと一定の余裕を見るという、そういうことでよろしいのでしょうか。それから、また分納、一遍によろしく払わんという場合には分納もできる、こういうことになっているのでしょうか。初めて聞いた言葉なんで、換価というのは公売ということですか。

○議長（鈴木基次君） 税務課長。

○税務課長（谷輪亮文君） 換価って、公売というんか、当然、差し押さえしたら差し押さえには給与差し押さえとかいろいろございます。その中で、当然、給与だとそのままお金として入ってくるし、そういう物件で、公売に限らず差し押さえ等した債権をお金にかえることが換価と言われます。

それと、分納なんですけれども、この徴収猶予には、災害とか、盗難とか、あと事業が休廃止されたとか、こういうふうな条件ございます。それで、これを一時的に納付したら物すごい事業が大変なるよとかそういうときに、換価の猶予手続できるということなんです。猶予期間は1年以内ということで、延長は最大2年以内で原則担保が必要というような格好になってございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） すみません。ほな、ちょっと聞き忘れたんで。

マイナンバーは今回の納付通知書には記載してないけれども、将来はわからんということですか、そのことだけ。

○議長（鈴木基次君） 税務課長。

○税務課長（谷輪亮文君） 納付書及び納入書には原則記載しないということなんで、記載することはないと思ってございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第3号 美浜町税条例等の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第4号 美浜町国民健康保険税条例及び美浜町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 議案第4号 美浜町国民健康保険税条例及び美浜町介護保険条例の一部を改正する条例について細部説明を申し上げます。

お手元の新旧対照表もご参照ください。

本条例の改正は、いわゆるマイナンバーの利用が平成28年1月1日から始まるに当たり、法律で個人番号の利用が認められている国民健康保険税と介護保険について、それぞれの事務手続を定めた条例のうち、町長に提出する書類の項目の中に個人番号を追加するものでございます。

具体的には、美浜町国民健康保険税条例第23条の2第2項第1号では、国民健康保険税の減免を申請する場合の添付書類の中の項目のうち、氏名、住所の次に個人番号を追加いたします。美浜町介護保険条例では、第8条第2項第1号中、保険料の徴収猶予を申請する場合の書類と、第9条第2項第1号中、保険料の減免を申請する場合の書類に、それぞれ氏名、住所の次に個人番号を追加いたします。

附則として、この条例は平成28年1月1日から施行いたします。

以上、まことに簡単ではございますが、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第4号 美浜町国民健康保険税条例及び美浜町介護保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第5号 平成27年度美浜町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 議案第5号 平成27年度美浜町一般会計補正予算（第5号）について細部説明を申し上げます。

今回の補正は、規定の歳入歳出予算総額にそれぞれ60,786千円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を37億89,940千円とするものでございます。

最初に、全体的なものとして、各費目に給料、職員手当等共済費、退職手当負担金の追加がございました。これは、勤務評定の結果による加算によるものが主な要因でございますが、そのほかに、共済費では、今年10月から共済年金が厚生年金に統合され、負担金の計算の根拠となる給料の捉え方が厚生年金と同じ標準報酬月額に変わりましたので、ここから生じる追加も含まれてございます。

4ページの「第2表 債務負担行為」でございますが、まず新たに追加するものとして、9月議会でお認めいただきました上下水道管理システムのクラウドシステムへの移行についてですが、移行作業が来年の8月ごろまでかかる予定となりましたので、現システムからのデータ移行費と現在のシステムの再リース料、保守料について、来年4月から8月までに係る費用の上限額を債務負担としてお願いするものでございます。また、住民課窓口で使用する個人番号カードプリンターについても、5年間リースする費用を追加してございます。

債務負担の変更は、6月議会でお認めいただきました戸籍システムの3町共同でのクラウドシステムについて、リース会社と直接契約したことで来年度以降支払うリース料が下がりましたので、減額するものでございます。

5ページの「第3表 地方債補正」の1. 追加は、今般、松洋中学校の武道場の非構造部材耐震改修事業に対する交付金が交付される見込みとなり、財源として、平成27年度の地方債については県の同意を今の時点で得る必要がありますので、工事自体は大部分来年度へ繰り越しになる可能性が大ではありますが、今回の補正に追加するものでございます。起債限度額は15,000千円でございます。

では、まず歳入からご説明申し上げます。

9ページ、地方交付税13,566千円は、補正財源の調整による増額でございます。

分担金及び負担金、負担金、民生費負担金、児童福祉負担金、65千円は、平成27年度11月時点での広域入所、認可保育所の保育料の確定による増額、教育費負担金、子ども園費負担金992千円の追加は、11月時点の保育料、給食費、その他の確定による増額でございます。

国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金8,124千円のうち、社会福祉費負担金として7,906千円の追加は、国民健康保険保険基盤安定負担金が確定したことによる増額。

児童福祉費負担金218千円は、これまでの保育所負担金にかわり、新たに子どものための教育、保育給付費国庫負担金が新設され、新たな算定に伴う増額でございます。

9ページ下段の国庫補助金、教育費国庫補助金、中学校費補助金7,649千円の追加は、松洋中学校の武道場の非構造部材耐震改修工事に対する交付金、民生費国庫補助金、児童福祉費補助金3,878千円の追加は、子ども・子育て支援法の施行に伴う新しい交付金の変更と旧補助金の減少などによるものでございます。

11ページに移って、総務費国庫補助金、総務管理費補助金10,000千円の追加は、まち・ひと・しごと創生法による地方創生先行型事業の上乗せ交付金でございます。

衛生費国庫補助金、清掃費補助金72千円は、浄化槽設置整備事業の事業量追加によるものでございます。

県支出金、県負担金、民生費県負担金10,201千円のうち、社会福祉費負担金10,092千円は、国民健康保険保険基盤安定負担金の確定によるもの、児童福祉費負担金109千円の追加は、国庫負担金の変更と同じく、これまでの保育所負担金にかわり新たに子どものための教育・保育給付費県費負担金为新設されたことによる増額でございます。

県補助金、民生費県補助金、児童福祉費補助金8,386千円の減額は、これまでの放課後児童健全育成事業などの補助金が新しい子ども・子育て支援交付金に一本化されたことによる増額と、旧補助金の減少などによるものでございます。

衛生費県補助金、清掃費補助金72千円の追加は、浄化槽設置整備事業の事業量増加によるものでございます。

農林水産業費県補助金、林業費補助金710千円の減額は、事業費の精算に伴うものでございます。

13ページ、財産収入、財産運用収入、利子及び配当金263千円の追加は、各種基金の利息の増額が見込めるための追加でございます。

町債、教育債、全国防災事業債は、松洋中学校の武道場の改修事業に対する交付金が決まりましたので、事業費に対する3分の2に起債を充当するものでございます。なお、この起債については、元利償還に対して今年度80%の交付税措置があります。

以上が歳入の状況でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

全体的な人件費の追加については、勤務評定と共済費、一部は超過勤務手当の追加によるものでございます。

15ページ、総務費、総務管理費、電子計算費1,074千円の追加は、債務負担でもご説明いたしましたように、上下水道管理システムをクラウドに参加させるに当たり、作業が完了するのが来年8月の見込みであり、現在のシステムのリースと保守の期間が12月末までですので、これを再リースして再度保守契約するため、1月から3月までの経費を今回の補正予算に計上するとともに、住民課窓口に設置する予定の個人番号カード発行

時の顔認証システム機器の購入費を計上してございます。

諸費の償還金利子及び割引料106千円の追加は、前年度補助金精算による償還金でございます。

財政調整基金、高齢者福祉基金費の積立金の追加は、利息の増加分の積立金でございます。

地方創生事業費10,000千円の追加は、地方創生交付金上乗せ交付金でございます。この交付金を活用して3つの事業をすべく予算を計上しています。1つ目はひまわり畑整地事業として委託料に1,000千円の追加、2つ目に工事請負費として防災カメラの設置、3つ目としてデジタル簡易無線機の購入を計画しています。

17ページの徴税費、戸籍住民基本台帳費は、いずれも人件費の補正でございます。

19ページ、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費のうち、繰出金24,099千円の追加は、国民健康保険保険基盤安定負担金が確定したことなどに伴うものでございます。老人福祉費の繰出金405千円の追加も、それぞれの会計での人件費の補正に対する繰出金でございます。

地域包括支援センター運営費では、対象件数の増加に伴うケアプラン作成委託料660千円の増額もお願いしてございます。

19ページ下段の民生費、児童福祉費、児童福祉総務費、報償費2,000千円の減額は、現時点で年度内に給付の対象者がないと判断できるため、出生祝い金、子育て応援給付金を減額するものでございます。ただし、今年度は地方創生交付金で先行して給付している10件分は、当然、そのまま予算化されてございます。

21ページ、児童福祉施設費は、財源の調整、中段の衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費の繰出金552千円は、若野堰改修負担金に伴う水道会計への出資金の追加でございます。

清掃費、し尿処理費、負担金補助及び交付金538千円については、浄化槽設置整備事業費の事業量追加によるものでございます。

23ページの農林水産業費、農業費、農地費、繰出金2,601千円の減額は、農業集落排水事業特別会計への繰り出しの減でございまして、これは、農業集落排水事業会計で消費税の還付が見込まれるため、一般会計からの負担が減るものでございます。

中段の林業費、林業総務費委託料930千円の減額は、事業の精算による減額でございます。

下段の水産業費、美浜町水産振興基金費では、利息の増加による利子積立金の追加1千円でございます。

25ページ中段の土木費、都市計画費、下水道費、繰出金242千円の追加も、人件費関係の繰り出しでございます。

その次の消防費、非常備消防費、使用料及び賃借料27千円の追加は、地方創生上乗せ交付金でデジタル簡易無線機を購入するため、これに伴う電波利用料の追加、災害対策費

の役務費233千円の追加は、同じく地方創生上乗せ交付金で防災カメラを増設するため、光回線の利用とプロバイダー料2カ月分を追加するものでございます。

27ページ、教育費、中学校費、学校管理費22,723千円の追加は、歳入でも申し上げましたように、松洋中学校武道場の非構造部材耐震改修事業に対する交付金が決定しましたが、国の補助金が平成27年度の補助金であるため予算も平成27年度予算に計上する必要があり、補助金と起債を財源として、設計管理の委託料2,635千円と工事請負費20,088千円を計上するものでございます。

最後に、そのページの下段、教育費、社会教育費、公民館費の備品購入費390千円の追加は、中央公民館のビジネスフォン、親機1台、子機3台を19年ぶりに買い替えるものでございます。

以上で歳出の補正についてご説明申し上げましたが、添付資料といたしまして、給与費明細書、地方債現在高調書を添付してございますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議の上、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 16ページ、歳出の16ページなんですけれども、ひまわりの10,000千円のうちの1,000千円、ひまわりの畑のことと、もうちょっと5,000千円、その下、消防のほうの無線のほうはわかるんですけれども、防災防犯カメラ、これどこにつけてとか、ひまわりの畑はどこに何を1,000千円要るのか、これちょっと教えていただけますか。

○議長（鈴木基次君） 防災企画課長。

○防災企画課長（中村幸嗣君） お答えします。

まず、防災カメラの設置につきましては、現在、4カ所を選定しております。具体的に言えば、和田集落排水処理場付近、それと三尾元駐在所の高台の付近、それと入山東裏川付近、あと入山公民館付近の4カ所を選定しております。

ひまわり整地畑につきましては、現在、平米数で言えば約5,000平米、筆数で言えば6筆の筆数を選定しております。作業内容につきましては、耕作放棄となっております草刈りであったり、代かき、耕起であったり、また最終的にはひまわりを植栽できる直前までの状態にするがための費用でございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 8番、谷口議員。

○8番（谷口徹君） ちょっと、関連で質問させていただきます。

今のひまわり畑、総合戦略にも載っているんですけれども、これの目的が目標50人新規雇用さすうちの、これを達成するための一つの手段だろうと思うんですよ。防災防犯カメラ、これも南海トラフ巨大地震による津波避難者、困難者数、現状1,928人をゼロ人にするというための一つの手段だと思うんですけれども、このひまわり畑、今回

1,000千円で新規雇用者は何人増えるんですか。それと、今の防災カメラで千九百何人のうち、とりあえずは何人は減るといふふうに見込んでいらっしゃるんですか、お願いします。

○議長（鈴木基次君） 防災企画課長。

○防災企画課長（中村幸嗣君） お答えします。

ひまわり畑の整地事業につきましては、この目標につきましては、ここに総合戦略で基本目標と掲げております魅力をつくるまちづくりに対しての事業でありまして、町の花ひまわりを観光名所として対外的にPRして美浜町を訪れる人を増やすということで、雇用というよりはひまわり畑の面積について目標1,000平米と掲げていることに対する事業としております。

あと、防災カメラの設置についてであります。これについては、基本目標として掲げております未来を守るまちづくりに対して、風水害による死者数ゼロを目指すとともに、また防災力の向上をPRすることにより移住、定住者を増やすということで、直接的にはここの総合戦略の目標にあります災害時の初期対応時間30分以内というところを目標として、この事業を申請しております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 8番、谷口議員。

○8番（谷口徹君） そしたら、このひまわり畑、例えば何平米とか書いていましたね。

1,000平米が目標でって、ここに目標って書かれているからいいんですけども、町長に伺いたいんですけども、最終的な目標はやっぱり50人という雇用者数の確保ですよ、当然。別に、ひまわり畑1,000平米つくってそれで終わりとか、防災カメラ4カ所設置して、はい、終わり。それで、人増えなんだから、何してるこっちゃわかりませんわね、減るのを抑制したり。だから、ひまわり畑を1,000平米つくるのが目的じゃないと思うんですよ。防災カメラを何箇所設置するかが目的じゃないと思うんですよ。やっぱり、それが手段であって、最終的な目的というのは、ここに掲げている新規雇用者50人であったり、南海トラフの巨大地震から千何百人が困難者になっているのをゼロにするというのが目標であるはずなんですよ。だから、ほんでそれぞれのこの事業をいろいろ、今回はこの松を利用した製品の生産販売体制の構築とか、いろいろ掲げられている中のひまわり畑を今回はチョイスして予算化しているわけですよ。だから、これ幾つかこれが積み重なって50人の雇用が実現できるんやと。ほんなら、それぞれは、大体、例えばこの松を利用した製品の生産販売体制の構築だったら5人やとか、ひまわり畑は15人やとか、ほいで松葉堆肥の増産体制の構築で20人の雇用が確保できる、それで合計で50人やと。それで、今度見直すときに、今度、ひまわりで5人で見てあったやつが25人になったんやと、それで松葉堆肥は30人で見てあったやつが5人しか雇用できなんだと。ああ、ほたら、こっちのほうにもっとウエートやろかとか、こっちのほうはもうそんなもんやめとこかとかいう話になると思うんですよ。

だから、そこをちょっとちゃんと教えてもらわなったら、前に、課長にも、僕、おっしゃったんですけれども、そもそも、僕、この事業猛反対なんですけれどもね。だから、余計こんな意地悪な質問したなってくるんですよ、できるんかなって、ほんまに、こんなことがあって。これ、1,000千円、いや、2,000千円とかって、ぼんぼん、金、使いますけれどもね。だから、できるというんであったら、ほんならこのひまわりの、1,000千円か、1,000千円で何人の雇用が生まれるというのをきちっと言うてくださいよ。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 谷口議員にお答えしたいと思います。

谷口議員、今回でございますが、このひまわり畑の設置費用ということで、今回この一般会計の補正予算ということで提出させていただいておるんでございますが、ただ、ひまわり畑の整地業務ということで、即座に人の雇用が生まれるというような形の認識の中で、今回はこの補正予算ということで今回上程させていただいてはいないということをごここで申し上げたいと思います。

それと、地方創生ということでございますが、何もかも、この防災防犯カメラもそうでございますが、まだ緒についたところでございますが、もう一度繰り返させていただきますけれども、ひまわり畑に関しましたらば、これで人員の増というような形では認識は持っていないということでございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） そしたら、別にひまわり畑でこんな1,000千円も出す必要ないん違いますか。よくわからないんですけれども、人員のことならまだしも、整地とかいうのもわかるんですけれども、1,000千円もかけて、これ何のためにするんですか、もう一度お願いします。

○議長（鈴木基次君） 防災企画課長。

○防災企画課長（中村幸嗣君） お答えします。

耕作放棄となっております今の現状を整地しまして、町の花であるひまわり畑として対外的にPRしまして、基本目標と掲げております魅力をつくるまちづくり、この標語に向かひまして、このことを対外的にPRしまして美浜町を訪れる人を増やすということで、こういった地方創生の趣旨の上で総合戦略を策定しまして、その上乗せ交付金を得るために3つの事業を申請させていただきましたので、そういったことで原課のほうではこの事業を掲げております。

以上です。

そして、この費用につきましてでございますが、当初の申請時におきましては、具体的に言いますと、機械リース料であったり、機械の改装費であったり、機械の修繕費、除草剤、またオペレーター等の賃金を含めて125千円というのを算出しまして、それを筆数に掛けた金額をこの1,000千円として申請しております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） もう、単純にどうですか、ひまわりをあちこちでやっておられる、ほんで町の花ということで、それはわかるんですけども、もう単純にこれ要りますか、1,000千円も。いろいろお話、10,000千円のうちの1,000千円ということで、ちょっと無理矢理1,000千円つけてませんか。ちょっと、もう一回お願いします。どう考えておられますか。

○議長（鈴木基次君） 防災企画課長。

○防災企画課長（中村幸嗣君） 耕作放棄地というのは、6筆じゃなしにそれ以外にもあるんです。それで、具体的な予算というのは、今話した形で予算計上しましたけれども、うちとしてはできる限りのひまわりの植栽を考えておりまして、そういった移行計画事業を実施していくに当たってできる限りのその面積を増やしたいということで、今の予定では、先ほど言った代償用地であります。予算の範囲内におきまして、できる限りの事業面積を確保したいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 谷口徹議員は、創生というものに対して反対だという、異議でという話でしたよね。私、賛成なんです。でも、谷口徹議員と同じ意見なんです。

皆さん、ちょっと話、大切なことなんで聞いてほしいんですけど、今でも美浜町に水田農業研究会という組織がございます。昔、農協で営農計画推進協議会という組織をつくりました。そのときに、私が初代で、もう今はありませんけれども、会長させてもらいました、まだ合併以前の話で、そのときに御影という普及員がおられました、上田という営農指導員がおられました。その両者に話しして、これから日本の水田というのは、転作事業ていうのは3年ぐらいで名前を次々変えていきますけれども、こんな永遠にないようにはなりませんよと言うたんです。そして、ならば、この水田で米以外、米でもいいんですけども、米以外の作物を何か研究していく必要、長期的にあると思いませんかという話で、その両人は賛成してくれました。そして、農協から当時は200千円から300千円出してくれました。役場のほうも200千円から300千円、たしか両者合わせて500千円ぐらいの当初予算組ましてくれた、それ組んでくれたんです。それで、水田農業研究会いうのを発足して、新しい品目をつくるには1人では余りにもリスクが大きいと。そのかわりに、きちんと考えてこういうもんをやっていこうという計画出したものについては、種苗代とか、あらかたの経費はこの中から出しましょうと。しかし、そこで得たノウハウは水田農業研究会、いわゆる町民の農家に還元してくださいよという約束でしたんです。記憶ある方おられるかと、ハスつくってみたりとか、シソをつくってみたり、みなべのほうでシソが不足していたから、そういうことで、私、たしか、ちょっと記憶古いんで、4年ほど会長させてもらったと思うんです。その後、会長交代しました。この趣旨というや

つは、多分、産業課に残っているはずやと思っててんけれども、会長変わって、次の会長さん、全く何もありませんでした。たちまち2,000千円余ってきました。2,000千円で何したかというたら、ひまわり畑なんです。吉原へしたでしょう、迷路つくったでしょう。2,000千円のお金というのが、2年で消えてしまったんです。多分、商工会、協力せえなり、目的のないものはそうやって消えていくんです。水田農業研究会はもうここでは追及しませんけれども、ずっと追及していて、予算、町長、組んでいるでしょう。追跡、何も見ていないんで何も育てないやないですか。もう、20年ぐらい優に毎年つぎ込んでいるんですよ。これは、補助金の無駄金やと、私、思っております。もう、この会だけじゃなしに、もっと見直し。

まさしくそこで、ひまわり畑、2,000千円つぎ込んでつくって、何も成果なかったんでしょう。なら、今、谷口徹議員がおっしゃるように、何ゆえ地方創生をするか、ひまわり畑をつくるか。ひまわり畑でもいいんですよ。流木を使って、椅子をつくってもいいんですよ。でも、これで何をどうするか、いわゆるコンセプトがきちんとしてなかったら、つくって、10年か、20年前の話のひまわり畑とまた同じようになってしまいますよ。今、町長の、課長というより、本当は町長が地方創生でこれしたいんや、こうするんやというところをきちんと大黒柱立ててくれたら、言う議員、ここにおられる議員の中でひまわり畑1,000千円つぎ込んで畝立てた、わかりますよ、私もトラクター乗るんでどれくらいかかるかもわかります、1,000千円ちょっと、値ええなあとは思いますがけれども。でも、それで今言うその地方創生というものの一端を担えるという確信がないんです。またつくって終わりや、20年前と同じ話するんかという疑問が残るんです。もう一度、そこら辺、きちんとみんな納得できるように、私は賛成です。でも、それで、今の説明では到底納得せえというのは無理です。

○議長（鈴木基次君） しばらく休憩します。

再開は11時とします。

午前十時四十八分休憩

———・———  
午前十一時〇〇分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員にお答えしたいと思います。

田淵議員もご存じのとおり、この地方創生というような形で、政府というか、国のほうから出てきました。これに関しましては、当然のことながらでございますが、東京一極集中をどういった形で是正して、そして地方にどういった形で活力とか、また特色というか、そういった形が原点だと、私も、田淵議員と同様で認識してございます。そして、先ほどですけれども、田淵議員のほうから水田農業というような形、るる、お話も、私、頂戴いたしました。

今回こういった形で、ひまわり畑ということで上程させていただいておるということで

ございますが、これに関しましたらば、ご存じのとおり、町のほうでは町の木ということで松がございます。それとともに、町政施行、たしか40周年のときだったかな、この町の花とということで、ひまわりということで出ていまして、それから現在に至っているような状況でございます。ご存じ、ご承知のとおり、松ということでございましたらば、それから美浜町のほうでキャラクターということで、まつりん、ぼっくりんというような形で、もう今多くの方に存じていただいておりますような状況でございますし、先般も日本のこういったゆるキャラグランプリということでもエントリーさせていただいたような状況でございます。ただ、じゃそれに比べまして、じゃ町の花ということは、これいかにということでございますが、田渕議員がおっしゃったとおり、以前でございますが、ひまわり畑ということで、一時的だったかもわかんないですけども、多くの方、私自身も、子どもとともに迷路というんですか、楽しく回らせていただいたような記憶もございます。

じゃ、現実的に今はどうなのということでございますが、ご存じのとおり、ちょっと和田のほうですけども、本当、もう小さな形でひまわり畑があるような状況でございます。地方創生ということで言えば、松、そして町の花ひまわりということで、もう一度原点に戻って、多くの方が、美浜町、人で言えば、いや、やっぱり町の花はひまわりなんやなということで改めて認識していただく、そしてまた町外者の方でございましたらば、こちらに来町していただいて、花を見ていただいて、心も和んでいただいて、こういった花づくり、地域づくりをしている町という形の中で、できうるものならば、その方たちに、この市町村を訪れた中で続いて移住というような形もしていただきたい。こういった形の美浜町の創生総合戦略というところでございますが、魅力をつくるまちづくりというような形で書かせていただいておりますんですけども、今回上程させていただいたのは、そういった町の木とともに町の花ということで、改めてこの地方創生というような形の中でさせていただいたと、そういったことでございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 9番、田渕議員。

○9番（田渕勝平君） 町長が言っているお気持ちというのは、私、理解できます。

そもそも、そこまで話してくれるんで、そこから先も話ししますけれども、ひまわりの花を町の花にするときに、私は反対だったんです。美浜町だったらハマダイコンか、ハナムギ、あそこたいつかったしかいいんではないんですかというて、当時、ちょうど森英恵がひまわりのデザインをして、日本が爆発的にひまわりブームあったんです。それで、ブームに乗ってやるいうのも反対やというたら、当時、土井部長がそんなブームに乗ったものと違ってみんなからの意見でちゃんをつくったんやという話で、ひまわりと美浜町の縁というのは、私、何も感じませんので、それはもう過去の話として。だから、地元根づいていない花だから、結局、ひまわり畑無理矢理つくらないかん。ほいで、無理矢理つくったさかというて、実際、ほんならどんだけのいわゆるアウトカムが生まれてくるかというたら、何も生まれてこんで、みんな、苦労しているというのが現実なんでしょう。だか

ら、町長言うてることは、理解はできますけれども、ひまわり畑一反つくることによって、谷口議員が発言された、それでどれだけ、ほんなら雇用に結びつくんだいうて、そこら辺、もう繰り返しになりますけれども、流木で椅子をつくってもいいんです。ひまわり、つくってもいいんです。でも、そこから後どう繋がるかという、いわゆるインプット、アウトプット、アウトカムが、ここらの線が、流れが結局物すごく弱いんですよ。だから説得力がないと言うているんです。

ちなみ、もう少し突っ込んで聞かせてもらいますけれども、この6筆5反、50アール、これ場所とそれから1,000千円の予算ですけれども、内訳はどんなになっているんですか。要するに、借地料を幾らぐらい払ってということも含めて、少し詳細聞かせてください。

○議長（鈴木基次君） 防災企画課長。

○防災企画課長（中村幸嗣君） お答えします。

まず、場所につきましては和田地内、また三尾地内それぞれの耕作遊休地になっておるところで、その中の6筆、約5千平米を上げております。その詳細ということにつきましては、これと上乘せ交付金ということで、10月末までの総合戦略の策定が条件ということで、それに並行して11月の当初、国のほうへこの申請を上げております。既に、これについては、交付の決定を受けておるんですが、まずその当時の予算でございますが、機械リース料が60千円、機械改装費が20千円、修繕費が20千円、除草剤が50千円、オペレーターが20千円ということで125千円を見込んでおりまして、当初の申請時は8筆の申請ということで申請を上げております。借地料とかについては、特に算出には入っておりません。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） これで3回目なんですけれど、なぜ今この細かい詳細聞かせてくれというたかという、結局、ここから先、ずっとこのひまわりをつくっていくとしましょ。これは宿根草ではなくて一年草なんで、ぱっと終わりですよ。毎年、結局1,000千円、これ投資していくとしたら、町長、実際問題、これ経常経費になるでしょう。後の話も、また同僚議員質問してくれると思いますけれども、防犯カメラのほうもいろいろあるけれど、これひまわりが出たんでひまわり行っていますけれども、これずっと1,000千円ずつ、線香花火のようにぱっとやって終わりですか。それとも、今言う経費を必要とするなら、これだけのものを維持しようとするなら毎年1,000千円、経常経費として要ってくるんですよ。そこら辺はどうお考えなのか、お示しいただけたらと思います。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員にお答えいたします。

先ほどと一緒になんですけれども、地方創生というような形の中で、地域の元気というよ

うな形の中で今回取り組んでいく事業でございます。田渕議員おっしゃるとおり、じゃ1年で次の年はどうなということでございますが、私自身は、経常経費の関係もでございます。ということの中で言えば、やはりこのひまわり畑ということの中で、1,000千円という形の上で投資もするわけでございます。やはり、実りのあるこの事業という形の中で取り組むのが当然でございます、ということ言えば、やはり多くの方に喜んでいただける事業ということを勘案すれば、次年度、そして次というような形の中で多くの方に喜んでいただける、町内の人、町内外かかわらず喜んでいただけるそういった事業ということで、取り組んでいくべきではなかろうかなと、このように思います。

○議長（鈴木基次君） ほかに質問。8番、谷口議員。

○8番（谷口徹君） 関連なんですけれども、今の町長のご答弁で、毎年1,000千円使ってやる、1,000千円なのか、来年は幾らになるかわかりませんが、やられるということなんですけれども、それであればなおのこと、やっぱり何人増えるんやとか、そこをやっぱり言うて下さいよ。そこを言わんと、いや、毎年、皆さん、喜んでくれます、それは悲しみはしませんよ、ひまわり咲いているん見てね。悲しみはしませんけれど、そんな情緒の話だけで終わっていたら、ほいでお前ら賛成せいと言われても、ちょっと首かしげますよ。やっぱり、毎年やるんやという限りは、やっぱりほならこの部分だけでも何人増えるんやとか、雇用がどんだけやとか、出生率がこれぐらい上がるんやとか、だから3年間は黙って見ておけとかいうぐらいの覚悟を示して下さいよ。それでなかったら、ほんな、いや、皆さんが和んでくれますからみたいな、そうか、で納得していたら、全員、ほんま首になりますよ、我々。どうですか。

○議長（鈴木基次君） 防災企画課長。

○防災企画課長（中村幸嗣君） 町長に対してのということ、今質問されたんですけれども、まずその谷口議員にこの美浜創生総合戦略の趣旨といいますか、今、今回もひまわり設置事業ということで、事業の申請をしているところなんです、これにつきましては、それぞれの目標に向かった一つの施策であって、向かっていくところの一つの手段であるところでございます。それで、ほかにもいろいろな施策がありまして、これをしましたら何人転入者が増えたりとか、具体的に何人雇用ができたりとかという直結したもので、そういった要素ではないということ、私のほうから、まずちょっとご説明させていただきたいと思います。ですので、このひまわりの事業につきましても一つの目標に向かった中の一つの手段であるということで、ご理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木基次君） ほかにございませんか。8番、谷口議員。

○8番（谷口徹君） 今、課長、おっしゃられていたように、確かに僕もそう思うんです、手段ですよ。ほんで、これだけではないというのわかります。だから、ほなどこまでやったらここまでするといふのは、ここに載っている、例えば魅力をつくるまちづくりで、転出超過人数20人改善とするために、主な事業の煙樹ヶ浜におけるイベントの

活性化やとか、こういうのを全てやったらこれがいけるんや、そのうちの1つが休耕地利用によるひまわり畑の拡大ということやというお話なんですけれどね。それでも、ここに掲げられている4つか5つのこの事業をやって、これだけになるんやとなったら、やっぱりこの20人というそもそもの根拠ってやっぱりあると思うんですよ。4つが合わさって初めて数字というのが出てくるんで、1つだけだったら何も数字出てきへんでということなんです。やっぱり、その4つにはそれぞれの持っている何かこうあれがあって、これでないと例えばこのひまわりと地区対抗大会と開催を通じた普及活動とかいうのは2つ似ているようなあれなんですけれども、煙樹ヶ浜キャンプ場の活性化なんかいうたら、ひまわりと全然関係ないですやん。その全然関係ないやつがぽっと出てきて、合わさるんだら数字が出てきへんというのがよくわからないんです。いかがですか。

○議長（鈴木基次君） 防災企画課長。

○防災企画課長（中村幸嗣君） 谷口議員にお答えします。

そもそものこの算出について、今言われている転出超過人数の20人改善ということで掲げておりますが、そういった具体的な、実際、積み上げた数字というつくり方ではありません。それぞれその目標に向かって各施策というのを、転入者数であったり、キャンプ場の来場者数であったり、その中にあるひまわり畑の面積であったり、観光スポット整備、またフェイスブックページの閲覧数とか、そういったことをそれぞれの手段として実施していく上で、総合戦略面の趣旨にある人口減少対策をしていくという、そういう総合戦略の趣旨というのはそういうつくり方であるということで、ご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（鈴木基次君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 関連してします。

結局、1,000千円を毎年続けていくという話になりますけれども、先ほど話ですけれども、町長が松の話しされておりましたけれど、結局花がこれハナムギが何かに町の花にしていたら、これもうほんまに昭和の初期からずっと美浜町で根づいた花として栽培しているもので、これに1,000千円投じたらいろんな可能性も、バリエーション広げてくるのに、ひまわりという話になったばかりにこうなってくるんでしょうけれども、それは置いて、理解してもらうために説明したわけで。ひまわりをこうしてつくっているんだったら、もっとほかになかったんかなって、多分、ほかの方も思うんです。ひまわりをこっからずっと、経常経費で1,000千円ずつ投資していくとしたら、私、賛成しかねます。それで、課長、ちょっと、もう10,000千円もらってしまったんで、この契約は今さら変更できるんですか、できないんですか。まず、それをお聞かせください。

○議長（鈴木基次君） 防災企画課長。

○防災企画課長（中村幸嗣君） これについては、今年度の補正予算ということでもありますし、今年度末までの事業ということでもあります。この内容につきましては、既に採択されているということから、この計画の変更というのはあり得ないと思います。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 9番、田渕議員。

○9番（田渕勝平君） あり得ない予算で、こういうもん、多分、北村議員が一番最初質問されたけれど、さっきちょっと休憩時間に言うたら、みんな、このことについて、ひまわりだけではないんですよ、このふるさと創生10,000千円ということについては、皆、注目してあって、誰か手挙げなんだから挙げるつもりだったんでしょといったら、皆、そうですと言うて、それぐらいやっぱり興味持ってるんです。ということは、課長は、計画として、向こう通って10,000千円、それは、委員会でも言いましたけれども、全員協議会でも言いましたけれども、10,000千円、誰も欲しいですよ。でも、ここで、課長、そんなに苦労されるような、10,000千円もらうのに苦労されるなら、今変更できひん10,000千円、課長がこの時期にもらう、早うして10,000千円余分にもらおうと思ったんですか。それとも、町長命令なんですか。10,000千円、誰も欲しいですよ、あれば。でも、計画の、本当にこうみんなが納得できんものために10,000千円つくって、もう抜き差しならん状態で補正出して、課長、苦労する。課長、そこら辺、どう考えていたんですか。そこら辺、聞かせてください。10,000千円早くもらおうと言うたんは、課長、あなたなんですか。

○議長（鈴木基次君） 防災企画課長。

○防災企画課長（中村幸嗣君） このまち・ひと・しごとに係る総合戦略の策定については、今年度がいわゆるその総合戦略元年ということで、全国一斉にこの総合戦略の策定にかかっておりました。それで、また4月に入りまして、この上乗せ交付金の話が国から提示されたものでございます。私ども、もちろん、全国初めての取り組みでもありますので、手探りの中で試行錯誤しながら、まずはこの策定に向けて、この上乗せ交付金に向けて提案された中で、どう取り組んでいこうかということを考え、また庁内の中でも話し合いました。まずは和歌山県が先に総合戦略を策定しまして、上乗せ交付金については各自治体の皆さん、県知事の話もありましたとおり、前向きに進めていきたいと思いますという声かけもありました。それで、目の前のエンジンではないんですけれども、こういった制度がある以上、無理のないように策定した上で、もし策定でき得る見通しがあるならば、こういった事業も先立てて、総合戦略の内容に先立てて確保していこうではないかという考えのもとで、この上乗せ交付金を申請させていただいた次第でございます。その内容につきましては、ちょっと皆さんの質問、いろいろされましたけれども、まずは何を置いてもこの総合戦略の目標のほうに沿った内容とさせていただいてございます。そういった手法で、総合戦略、人口対策に直接直結するものではないにしても、ひとまず美浜町の魅力、こういった美浜ひまわりやったり、ほかの防災カメラ、デジタル無線については防災対策ということで町の重要な事業であると、私も考えておりました、私、その担当課長でもあります。そういったことから、この上乗せ交付金についてはスケジュール的にも間に合うめどが立ったために交付申請させていただいた次第であります。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 9番、田渕議員。

○9番（田渕勝平君） ならば、課長、前の防災企画課長の地震の長期計画やないですけども、何も発表せんと突然こういうもんがあるという形を出してくるんじゃないしに、課長は、今までこの創生の場合は何回か全員協議会で説明して下さったでしょう。ならば、そこまでこの10,000千円いただけるんやと、どうして事前に議会でこの3つでこのことはいきたいんやということ全員協議会か何か開いて、説明してくれないんですか。そこで説明して、とことん議会の承認というもんを得るための努力というんか、そこら辺の根回しというんか、我々も納得させてもらった上で、ここ、今日は出てくるんだったら何も問題ないんですよ。でも、いきなりここでこう出てきて、これが10,000千円ということでの予算ということが出てきたら、誰でも疑問に思う、これ常識でしょう。これ、このまま出したら絶対こういう、皆、疑問に思うやろうなという予測が立たんとしたら、それ問題ですよ。どうして、その全員協議会なり何なり開いて、議会の事前審議せいというんじゃないんですよ。計画というものをお話してくれなかったんですか、詳細に。ほいで、何度聞いてもこのひまわりについては、納得しかねます。ましてや、これから1,000千円ずつ毎年続けていくんか、本当に美浜町のいわゆるアウトカムで、本当に住民の皆さん、ましてやその先にあるような住民が喜ぶだけじゃなしに、移住してきてくれる、そういうところまで、コンサルもそんなんを想像できるようなコンサルに頼んだんですね、また。普通だったら、絶対、コンサルも首かしげると思うんです。

そこで、次の防犯カメラと何ですけれども、この防犯カメラ、4カ所言いましたけれども、防犯でこの4カ所を選定した理由というのを教えてください。

○議長（鈴木基次君） 防災企画課長。

○防災企画課長（中村幸嗣君） まず、最初の田渕議員の質問の前半にありました何で全員協議会で説明しないのかということにつきましては、まずはこういった話ができるんかどうかあれなんですけれども、そういった、私自身、知恵がありませんでした。それで、上乗せ交付金につきましては、この地方創生総合戦略、人口ビジョンの説明をさせていただく際に、この上乗せ交付金についてもこういった制度がありますって、それ今現在私たちはまずは総合戦略を策定して、その上乗せ交付金を獲得するがために、10月末までの策定を目指しておりますという話もさせていただいたかと思えます。こういった事前に皆さんへのこと、上乗せ交付金だけに関する説明ということについては、私、全く思いつかなかったことでもありました。経験年数というのは言いわけにはならないと思うんですけども、正直なところ、そういった事情がということから、今回の経過になった次第であります。

それで、次の防災カメラの設置、選定理由であります。今現在、台風時期、大雨時期に海岸の越波であったり、河川の増水であったりして冠水する状態があります。そういった状態がありまして、今現状では担当の職員が現地に直接出向いて、現場を把握、目視確

認しているところでありますが、こういったカメラを操作することによって直接出向く労力を省けるということで、和田集落排水処理場につきましては農免の冠水状況、また三尾地区のカメラについては三尾漁港の波浪状況、それで入山東裏地区については東裏の冠水、またその増水状況、あともう一カ所の入山公民館につきましてはよく浸かる入山周囲線の冠水状況、また西川の増水状況を確認するがための場所の選定であります。

以上です。

○議長（鈴木基次君） ほかにありませんか。8番、谷口議員。

○8番（谷口徹君） 関連です。

何度聞いても聞いてもなかなか納得できないんですけども、町長、これ課長はいろいろ内容の説明はしてくださるんですけども、やっぱりこの目標雇用者数50人とある、5年間で、掲げる限りはやっぱりこれとこれでは何人やぐらいのがなかったら、僕、いきなり50人って出てくるんですか、何かどっと集まって。それ、絶対おかしいと思うんですよ。僕だけかな、そんなこと思うん。やっぱり、そういう、思いというんか、ほいであかなんだらあかなんだで、そしたらこの内容が間違っていたということになってきますやん、50人、ああ、結果増えなんだとなったら。ほんたら、また見直しされるわけでしょう。この町を衰退させたくないんでしょう。そのために、こんなことをわざわざつくったのではないんですか。だったら、やっぱり、おまえ、そう言うけれども、反対するけれども、わしは50人集めるのに、こんなことやるんやと。この事業には絶対に20人は確保するんやというぐらいの思い、出してくださいよ、衰退させたくないと思うんだったら。そんな心意気も何にもなしで、いや、これはただひまわりをこう植えるだけで何もないですとか、そんなんでほんまに達成できますか、この目標、そんな甘っちょろいこと言うて。それは、やっぱり町長が示すべきですよ、課長じゃなしに。それ、示せへんのだったら、今度、課長が町長になったらどうですか、ぼんぼこ答えてくれるんですから、逆に。どうですか、町長。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 谷口議員、ご存じのとおりだと思うんですけども、説明員というような形の中で担当課長ということで、こちらのほうに寄せていただいているような状況でございます。そういった細部に付きましたらば、こういった形でご答弁させていただいてございます。

それと、今、谷口議員がおっしゃる雇用ということでございますが、こういった前段で私自身も先ほどご答弁させていただきましたが、ひまわり畑イコール雇用というような形は思っていないと。ただ、それが弱気とか、そういった形ではなくて、ただいろんな形で総合的に、私は、考えるべきだなと思うんです。というのは、例えばひまわり畑ということで、先ほどからいろんな形で議論がなされてございます。ひまわり畑ということで言えば、先ほど言ったとおり、町の花ということでございますが、なかなかもう二十数年たっているかと思うんですけども、認知度はありますけれども、なかなか広まっていないよ

うな状況でございます。改めて、この地方創生の中で、総合戦略ということで交付金事業がいただく中で改めて、これは、緒についてというような形で現在は取り組んでいきたいなと思っているような次第でございます。田淵議員のときも、私、ご答弁させていただきましたが、単年じゃなくて継続的にやっていきたいんだよと、私は、ご答弁をさせていただいております。ただ、その中で、谷口議員、ずっと経常経費ということでございますが、ただその中身的にもしもですよ、これにしたらば少しおかしいのではなからうかなということがございましたらば、そこでは、私自身、見直しは大事ではなからうかなと、このようには認識してございます。ひまわり畑、そして後でございますが、松林の利用、そういったいろんな形を総合的にしながら雇用の増ということを目指していきたいなと、このように思っております。谷口議員がおっしゃるとおり、町のほうでは一生懸命取り組んでございますし、この総合戦略に乗りまして、今後とも取り組んでまいりたいなと、このように思います。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） 私は、課長のほうからいろいろ説明を受けたときに、ひまわり畑のことで、ただひまわり畑を見せるためじゃなくて、何か利益になるようなことでなかったら、ひまわり畑の戦略としてはということをちょっと言わせていただいたことは、多分、課長、覚えていると思うんで、そのときにやっぱりちょっと気付いていただきたかったなというのはあります。

それと、ひまわり畑、ただ見るだけじゃなくて、私、ひまわり畑をいっすするのなら、その農家の人にひまわり畑をつくってもらって、それを生産してもらって、隣の御坊市みたいに、カスミソウとか、何か昔からスイートピーとか、いろいろこう日本一とかいろいろありましたが、そういうふうな展開へ進んでいって、美浜町は何か最近ひまわりを物すごく生産し出してひまわりで物すごく増えてきて、それで農家の人頑張っているらしいでみたいな、そんなんでひまわりというたら、結構、美浜町上がってきているなみたいな、そういうようなことのほうへ力を入れるんだったら、私は賛成しますけれども、やっぱり女性は花より団子ですので、結果やっぱり生活を考えればお金というのに物すごく、やっぱり、私、そっちのほうに行くんです。だから、そういうふうな、見てきれいというよりも梅のみなべのように、生産している畑を梅畑として観光資源にするとか、そういうのだったら、私、物すごくいいなと思うんですけれども、その辺はどのようにお考え、そのようなお考えはございませんか。町長にお伺いします。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 龍神議員にお答えいたします。

おっしゃるとおり、ただ見るだけではなくて、それこそ先般の議会でも、私、ご答弁をさせていただきました。自ら行動するというか、ウェルネスというか、そういった形も大事かなと思います。おっしゃるとおり、御坊の町ということで言えば、随分と花の生産地

も多いというような形で、私自身も認識はしてございます。じゃ、美浜町で花というたら、なかなか生産量も上がっていないような状況だと、私も思います。じゃ、このひまわりが、即座に、農家の方々がそのひまわりを生産していただいて、そして市場とか、そういった形で販売というか、出荷していただくかどうかわからないですけども、ただひまわり迷路だけではなくて、あと、ここで感じるのをございましたらば、あとやり方としたら油をとったりとか、そういうのもあるかと思うんですけども、なかなかそこまで、私、ここでご答弁はしかねるんですけども、花より団子というような形でお話もあったかと思うんですけども、花の販売とか、その辺も一つの方法だと思うんですけども、その辺はまた改めて検討していきたいなど、このように思います。

○議長（鈴木基次君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 今、龍神議員の質問に関連して質問させていただきます。

課長のお話を聞かせてもうたら、もう許可もとったし、動かんねと、これはもう動かしやないんやと。ほいで、ならば、例えば、町長、先ほどの繰り返しはもう言うつもりはありませんけれど、龍神議員がこう町の花を梅にしたったら、みなべだつたらすごく楽でしょう。理由、根拠のないものをして、これ町づくりのときに根拠のないものを持って来るといことは非常にしんどいというのを、まず一つ覚えておかないかん。これは、町長の責任やないですから、ひまわり置いたって。ほんで、今、最終的な質問というのは、この1,000千で、ひまわり畑をつくっても動かしがたいんなら何か考えるというようなところ、そこら辺、一工夫、二工夫していただきたいというのが質問なんですけれども。例えば、松堆肥あるでしょう。松堆肥というのは、私もつくらせてもらっていますけれども、確実に1ケース当たり100円はよく買ってくれているんです。平均にしたら、5%ぐらいの単価は上がっていると思います。農家は余り言いませんか、口にしませんけれども、結局、きちんとその利益を生んでいるんです。ひまわりというのは、このままつくっていても、多分、町長は谷口議員の質問にもいろんなこう複合されたものとして、その成果が上がってくることを期待するということを言っています。多分、無理です。ならば、ピンチはチャンスでもあると思うんで、この1,000千円を、ここから先、そのひまわり畑1,000千円、これから経常経費でつぎ込んでいくんなら、こういうことを考えますというようなそこら辺の方針というようなもの、きちんと出してくれんなら、今のままで1,000千円そこでつぎ込んでひまわり畑にします、また来年からもします、1,000千円ずつ、私は、賛成しかねます。途中であかならやめますって、そんな甘いこと言うんやったら、賛成しかねます。それから、一つ心得ておいてほしいの、ひまわりというのは、オンシツコナジラミという害虫がすごく好きなんです。だから、ひまわりを温室の端へ、ハウスの端へ植えておいて、そこへオンシツコナジラミがついたら消毒しようかという目安につくっている人もあるんです。このオンシツコナジラミというのは、ただの昔ははびこるだけの害虫で、こう樹液を吸うだけだったんですけども、最近、大斑緑化症というバイラスを持ち出したんです。だから、農家のハウスの端にしてみたら、

これ非常に植えてほしくない町の花なんです。そこら辺もちゃんと覚えておいてもらわなったら、ただ町の花、町の花で浮かれてつくっていたら。そして、この大班緑化症やないですけども、これは、ほかの家庭菜園にもはびこりますよ。昔は、なかったんです、ウイルスは持ってなかったんです。今は、持っているんです。ここら辺も、ちゃんとわかっておいてもらわなったら困りますよ。ちょっと、今のそのこの1,000千円がどうしてもこのまま変更できんというなら、これからここら辺もただ田んぼへ植えるだけじゃなしに、今後、こう考えていきますというようなこと、ちょっと少し考えていただけませんか。

○議長（鈴木基次君） 10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） 10番です。

田淵議員言われたように、ほんまにこれすることによってどういうふうな効果があるんかということ、ぜひ、将来開いていただきたいという。例えば、兵庫県南光町、このひまわり園で非常に成功した町づくり、もう今は合併してありませんけれども、そういうところとか、例えば世界で言いますと、ロシアなんかには物すごいひまわり畑があって、それを、種を、先ほど、町長、油とか言われましたが、食料とか、いろんな面に利用していると聞いております。それから、龍神議員が言われたように、例えばそれを使ってクッキーをつくるとか、農業の六次化ということがよく言われますが、そういうふうな見通しを立てたら、今、とにかく今年10,000千円おりてきたから1,000千円使わなあかんねというような形ではなしに、将来のこと十分に考えて出していただけたらということ、田淵議員と同じ趣旨ですので、お願いします。

○議長（鈴木基次君） 防災企画課長。

○防災企画課長（中村幸嗣君） お答えします。

それで、ひまわり畑設置事業、こういった事業名を掲げまして総合戦略の中にあるこのひまわり畑の面積ということで目標がある上で、こういった事業を掲げましたんで、松関連に今転換できないかということですが、私自身、ああ、すみません、ちょっと取り違えがございませぬ。

有効活用については、直接、国とのまず事業採択に当たりまして、何回かやりとりというのがあった上で、ようやくその採択をされたことでもあります。その採択要件というのは、基本的にはこの総合戦略に沿った内容であるのかというようなことが大きなポイントでありました。松関連の開発というのは、直接的な私から国に対しての説明材料では実際ありません。それで、今後、ひまわり畑を増やしていく上で、副産物的な効果としてそういったことの可能性はあろうかと思えます。そういったことから、全く可能性はないということ、可能性はあるということで、ただ本来の趣旨の内容にはないということ、私から、そういう内容で説明させていただきます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 気持ちも感謝します。町長も、いきなり言われたら困ると思うんです。

あとこの、ならばひまわりはひまわりで10,000千円のうちの1,000千円です。あとの9,000千円です。先ほど、確かに防災としてここここが困っている、だからここ宣伝したんだという話があります。もう少し、このデジタル無線と防犯防災カメラ、いわゆるこれは将来、10年に一回でもつけてたら、たまたったもんやないけれども、9,000千円要るとして、10年で言うたら900千円経常経費が増えるわけですから。だから、この投資をすることによって、職員の方がどんだけ助かるんや、住民の人がどんだけ助かるんや、今、何がない、これがないんで、どういうところでどんなふうに困っているんかということ、この防災カメラと無線のほうの説明、お願いします。

○議長（鈴木基次君） 防災企画課長。

○防災企画課長（中村幸嗣君） まず、防災防犯カメラ整備工事でございますが、まず経常経費というのは、これについては設置費用でありまして、カメラ費用につきましても、また無線機の費用につきましても購入費用でございますので、今後、毎年9,000千円ずつ要するということでは決してございません。それで、このカメラにつきましては、現在、このカメラをつけて、遠隔、イメージとしては、今現在、松原浄化センターでカメラを2台設置しているんですけれども、それは、パソコン上で煙樹海岸の状況であるとか、また日高川の河口状況であるのをパソコン上で確認しております。そういうようなイメージを持っていただいて、各町内各4カ所カメラを設置することで、本来、直接職員が出向いて確認していたところを、パソコン上で管理できるということの利点があるんで、こういったカメラの設置というのをさせていただきました。

また、デジタル無線機につきましては、平成24年度から広域消防のほうでデジタル化した関係で、今現在、車載しているアナログの無線機が使えない状態であるんです。そういった事情もありまして、ちょうどこの機会というんですか、上乗せ交付金とこのうちで目標で掲げているところの未来を守る町づくりの趣旨に合致しているという考えから、現在使えなくなっているトランシーバーを、新たにデジタル無線を購入しまして、そういった災害時における初期対応の短縮を図るというのを目的として、またそれを防災力の向上というのをホームページのほうでPRすることによって、定住者を増やしていくことに繋げていく考えであります。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） デジタル無線のほうは、私も、一部事務組合、広域のほうへ行かせてもらっているんで、これはよく理解しておるつもりです。それで、また、課長、私も、9,000千円って、毎年9,000千円要ると言っているつもりはないんですよ。10年に一回買い替えないかんとしたら、1年間で割ったら900千円ですよ。10年でもつけてたら困りますけれどもって言って、丸々9,000千円が経常経費で上乗せするとは、

私も、理解はしておりません。このデジタル無線のほうはいいです。

ならば、このあとの5,000千円の何、今、ライブカメラとか何とかで簡単なものでも結構優秀なんで、5,000千円かけてというのは、そんなにメリットのあることなんですか。職員って、今までこれがわからなかったからって、どんだけ困っていたんですか。1年の間に毎日毎日見る必要は当然ないと思いますけれども、必要になるのは1年の間に10回以内ぐらいだと思います。その課長の言われる、どうしてもこれにつぎ込まないかんと必要性というものが、ちょっと理解できん。ぜいたくな使い方になりやせんかなと。4カ所で5,000千円、結構いい値ですよ。ならば、以前提案したように、近隣住民の、最近スマホでここがこうなっていますよという一つのシステム組んだほうが、もっとたくさんの情報がここへ集まってくるという、一般の人とか、職員とかも含めて、その自由に、ちょっと忘れましたが、そういうソフトもあるでしょう。そのほうが、もしかしたらもっと多くの情報が集まってくる可能性もあるんです。だから、この5,000千円かけて4カ所へカメラ設置したら、職員の方が一体どんだけ楽になる、住民の方が一体どんだけ助かるんか。そこら辺、使っている状況を確認できるだけだったら、住民、一般質問でも、私もさせてもらいましたけれども、道高う上げて浸からんようにするほうが優先的ですよ。カメラ、別に置かんでも、ああ、道浸かったな、それから先、何あるんかわからんようなことで、それで5,000千円使う、その必要性というもん、もう少しくどいようですよけれども、ご説明、お願いします。

○議長（鈴木基次君） 防災企画課長。

○防災企画課長（中村幸嗣君） お答えします。

まず、この上乗せ交付金の本来の趣旨であります、この美浜総合戦略にまず沿った内容ということが第一前提であります。それで、職員がどんだけ助かるのか、楽になるのかという内容につきましては、具体的な数字ははっきり言ってつかめておりませんというか、つかみにくい自分自身は思っております。それで、住民さんにおきましては、そのメリットというのは、職員が出向いて初めて確認できる災害を、そのカメラから監視できる状況をつくれれば、その初期対応というのが少しでも早く対応できるという考えを持ってございます。そういったことが住民さんに対する利点といたしますか、今言われた住民さんの利点に対しては、初期対応が短縮できるということでございます。

あと、何かありましたか。

以上です。

○議長（鈴木基次君） ほかにありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。ほかにあったら、ほかにその他であれば言ってください。9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 立て続けに質問するの悪いと思ったんで譲っていたんですけれど

も、ごめんなさい。

12ページに、民生費県補助金というのがありますよね。この中で、説明ではこの一本化、子ども・子育て支援交付金というものに一本化したという話でありました。ところが、ここで減額というんか、マイナスになっております。要するに、放課後の児童はこれ含めてこうなったんか、ちょっとそこまだわからないんですけども、トータルしたら8,300千円ほど減額になるわけですね。これ、一本化した一本化したというけれども、一本化したら名前変わって同額があってもいいと思うんですが普通に考えるんですけども、どういう方法でこの一本化されて8,300何千円も減額になったんですか。ちょっと、このところ、説明していただきたいと思います。

○議長（鈴木基次君） 教育課長。

○教育課長（西端成太郎君） 田渕議員にお答えいたします。

補助金の減額ということについてなんですが、国のほうの補助金で、これプラスに三百万円になっているかと思いますが、これ放課後健全育成事業の補助金が従来は国の分も県の分もまとめてここからまず出ている、それが国と県に分かれて出ることになった。まず、それが一つあります。

それから、ほかですけども、子ども・子育て支援交付金、今、一括されているんですが、ここに12ページにあります延長保育促進事業の3,260千円のこの減というのがあります。これここでの「補助」が出なくなったということは、つまりは「出」も出ないということなので、だからこの分は相殺されていくのかなという、そういう感じになっております。それで、トータルいたしましたら、子ども・子育て支援交付金の分についてはプラス・マイナスがほぼゼロになってくるというか、そういう計算になってきます。

以上でございます。

○議長（鈴木基次君） 今の関連ですか。9番、田渕議員。

○9番（田渕勝平君） ちょっと、課長がきちんと説明してくれんと、私が理解力ないんで、わからないんだと思いますけれども、要するに児童福祉というもんについて、ここに仮に8,380千円があっても、国のほうの手厚さというんか、予算的な手厚さは変わらへんと、我々は認識してよいわけですか。

○議長（鈴木基次君） 教育課長。

○教育課長（西端成太郎君） トータルいたしましたら、ほぼ変わらないということになっております。

○議長（鈴木基次君） 10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） 10番です。

先ほど、総務政策課長のご説明の中に、給料と職員手当、これが勤評による値上げというたらええんかな、というご説明がありましたが、これはだから勤評ですから、全員が上がっているわけではありませんね。人勧が出て、人勧で全員の給料が上がることになっているかと思うんですが、それは、いつ、今までこういうふうな勤評のほうにというのが、

なかなか私は記憶がないんですけども、その人勧の昇給というか、給料アップというのは、一体どうなるんかということをお伺いします。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） お答えいたします。

今年度の人勧なんですけれども、今、中西議員おっしゃったように、この12月の時期に人勧が出ていながら補正予算を上げなかったというのは、私も、ちょっと記憶がありません。というのは、国のほうで8月に一応人事院勧告は出ているんですけども、国会の臨時国会が開かれなかったということで、国家公務員の給与の改正の法律が年明けの通常国会、1月4日召集予定というふうに聞いていますが、そこで初めて国家公務員の給与法の改正が審議されると。それで、基本、人事院を持たないこういう市町村については、県の人事委員会であったり、国の動向を見ながらということと言われておまして、特に今年度こういう形になって臨時国会が開かれずに人事院勧告がまだ法律化されていない状態では、それに先駆けて市町村で先にそれをやっただめですよという、はっきりした通知が来ています。それで、今考えているのは、年明け早々国の通常国会が開かれて、そこで国家公務員の給与法が改正されるタイミングを見ながら、町としても例えば臨時議会をお願いするとかというような形で、職員の給与条例の改正とこの人勧に伴う補正予算というのをどこかで上げなくては、当然、今年の4月に遡って給付というような形になりますので、今考えているのは、来年の3月議会に上げるのでは少し給料のほうの差額分を支払う事務手続的には間に合はんようになるかなというのを、今、中で話しているところなんで、それによっては、少し前段階、国の法律が通った時点で臨時議会をお願いして、そこで人勧に伴う補正予算をまた上げさせていただくということを、現時点では考えております。ですので、今回初めてこの勤評に係る分だけ補正予算に上げさせていただいたと、1月昇給、定期昇給の分にかかってきますので、今回はその分だけを予算化させていただいたという形になってございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） しばらく休憩します。

再開は午後1時30分からとします。

午前十一時五十八分休憩

—————  
午後一時三〇分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。

午前中に引き続き、議案第5号について質疑を行います。9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 午前中の中西議員の質問に関連して質問させていただきます。

以前、この議場の中でも指摘させてもらったように、これページ数書いていないんですけども、添付資料の中に昇給という、アイウエのエに昇給という部分ございます。

それで、うちとこの町には勤務評定してから、この昇給というのに繋がるんですけど

も、過去にちょっとその勤務評定のほうが、評価の仕方がややこしかったんで、妙に主幹のほうが課長よりも給料がええというような、そんな現象が起こってありました。

日高町のように、もう課長になったら6級と決めてやっているんだったら、これ話はそういうことないんでしょうけれども、そういうことで、給料の逆転現象というか、そういうものが起こってありました。

それで、その当時、指摘もさせてもらい、またその是正というものに努力するという回答はいただいていたつもりでございます。何分、給料というものは、職員の士気にもかかわることでございます。そこら辺、理屈はわかっているつもりです。課長が各課員の勤務評定をする。それで、最終的には、課長、総務政策課長、教育長、そこら辺が副町長おられません、そこら辺が寄って全体的なバランスをとる。全体的なバランスをとる部分で不手際があったんで、そういう逆転現象が起きてきてというあれです。それを、町長は、その中で、今、即1年というわけにはいきませんが解消していきますと、そうおっしゃってくださいました。余り突っ込んで、誰がどうというわけにもいきませんので、包括して質問しますけれども、その逆転現象にする配慮というのはできた。もう、今これで不満はないよという表現はいいんかどうかわかりませんが、そういう心配はしなくてもいいですよというような形になったんかどうか、そこら辺について、ちょっとご答弁願いたいと思います。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員にお答えいたします。

勤務評定ということのご質問であったかと思えます。

おっしゃるとおり、逆転現象というのが、現実、起こってもおりました。できるだけ、今後もそんなんですけれども、配慮というような形の中で取り組みたいなど、こう思っておるんですけれども、やはり年齢の中で上がり幅の違い、そして年齢によっては、なかなか上がらないというケースもございますので、そういった形の中で逆転現象というのは、ある程度は仕方ないというか、可能性はあろうかと思うんですけれども、その辺につきましてもできるだけ配慮をして、今後とも一定やってまいりたいなど、このように思っております。

○議長（鈴木基次君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 私、決して年功序列にしなさいって求めているわけではないんですよ。きちんとした根拠があれば、それでいいと思います。

それで、いろんな何で、年が上でどうやこうやというような話は、私も、理解しておるつもりでございます。そのことについて、こういう、この場では話す性格のものではないと思います。でも、それとは別に、結局、同じ課長でも極端に差が開くとかというような、口ではちょっと表現のしにくいあたり、以心伝心でご理解賜りたいと思うので、そういう不平不満が起きるような現象というのは、過去にお話しさせてもらったような話は解消、配慮してくれているんでしょうね。今の町長の答弁聞いたら、いや、まだ十分配慮、解消

はできていないんやというような答弁に聞こえてまいりますけれども、今後、そういうことのないように、そこら辺はいわゆる上層部のほうできちんと調整していただけるように、今後も努力していただきたいということを、きちんと指摘させてもらいたいと思います。

○議長（鈴木基次君） 8番、谷口議員。

○8番（谷口徹君） ちょっと、先ほどの田渕議員の質問で、ちょっとまた蒸し返すように申しわけないんですけども、12ページの子ども子育て支援交付金になることによって減ったんじゃないのかなって、僕も、最初、予算書を見て、あれ思い切り減らされているんやなというふう感じていて、聞こうかなと思うたら、先に田渕議員が聞かれていたんで、それで課長のご答弁が減っていないということなんですけれども、トータルとして。本当に、減っていないんですか、これ。何か、僕、どうもやっぱり減っているん違うかなというふう感じるんですけども、もう一度、ちょっと減っていないんやというきちとした説明、できたらお願いしたいんですけども。

○議長（鈴木基次君） 教育課長。

○教育課長（西端成太郎君） 谷口議員にお答えをいたします。

この12ページの8,000千円減っている件なんですけれども、その中の一番上に放課後児童健全育成事業のマイナス7,850千円というのがあると思うんですが、これ、従来、国からもうてる分も、県からもうてる分も、ここから出ていた。それが、今回、もう国の分は国のほうから出ているので、国のほうで三百八十幾ら増えていたと思いますが、それが主なその影響です。

だから、これは国のほうに半分移った。だから、4,000千円近くはそこからということ。それで、もう一個は、この中に延長保育促進事業というのが、上から4番目でマイナス326つてありますが、これは、ここで補助金を受けないということ、つまりは歳出で出ていくこともない、だからそれでもう相殺されるという、もらわないんやけれども出ていく分も減っているから、この分相殺されます。それで、ほぼこれで8,000千円ぐらいが相殺という、そういう話になります。

以上でございます。

○議長（鈴木基次君） ほかにありませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これから採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第5号 平成27年度美浜町一般会計補正予算（第5号）については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第6号 平成27年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 議案第6号 平成27年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ101千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を12億72,835千円とするものでございます。

歳入からご説明いたします。

6ページ、国民健康保険税についてでございますが、保険基盤安定負担金の額が確定し、一般会計からの繰り入れが増額いたしますので、これに伴い国民健康保険税の予算を23,999千円減額するものでございます。

この内訳は、一般被保険者国民健康保険税で20,458千円、退職被保険者等国民健康保険税で3,541千円の減額でございます。下段の財産収入、利子及び配当金1千円の追加は、美浜町国民健康保険基金の利息の追加が見込まれるためでございます。

8ページ、繰入金、一般会計繰入金は、保険基盤安定負担金の確定分でございますが、内訳は保険税軽減分8,186千円、保険者支援分は15,813千円のそれぞれの追加、事務費繰入金の100千円の増額は職員の人件費の追加に伴うものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

10ページ、総務費の一般管理費は、100千円の増額で、内訳としては超過勤務手当の追加でございます。

基金積立金、積立金1千円につきましては、基金の利息分の増額が見込まれるため、積立金を追加するものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、細部説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。8番、谷口議員。

○8番（谷口徹君） 7ページの医療給付費分現年課税分というの、これは、国保に加入していらっしゃる方々からいただくお金の分ということだろうと思うんですけども、これを今回減らすと。減らす理由というのが、保険基盤安定繰入金か、何かそういうのが金額確定して、それでこれだけもう要らんようになったので減らすということだと、僕は理解しているんですけども、私も議員にならせていただいて、国民健康保険、随分お金がない、お金がないというふうに騒いでいらっしゃる姿を見聞きしているんですけども、こういうの、システム上、仕方ないのかどうかわかりませんが、お金がない、お金がないといつも騒いでいらっしゃるんですから、こういうのはこういうので、やっぱりきちっといただいておいたらどうかなと思うんですよ。それで、余った分はそのまま貯金するとかいうふうな手法というのはとれないものなんですかね。

○議長（鈴木基次君） 税務課長。

○税務課長（谷輪亮文君） これ、歳入のほうで、一般会計のほうで国費と県費で基盤安

定負担金が入ってくるわけなんです。それを国保会計で使えるように繰り出し組むんですけれども、そのときに、今回、今年につきましては給付のほう順調に予算どおり進んでおりますので、とりあえず税のほうで減額させていただきましたということでございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 8番、谷口議員。

○8番（谷口徹君） そういうことだというのは、僕も、多分理解はしていたんですけども、それはそれでわかった上で、僕は、あえて提案といいますか、要は金ない、金ないと、よく言っているわけですから、国保の特別会計は。そやから、当初これだけ、幾らですか、2億36,467千円いただくんやということ言っているわけですから、よそからお金が来るから、ほんならこれだけ分、要らんよというんじゃなしに、これはこれでやっぱりきちっといただいて、それで、ほな、よそからこれだけ来たよ、ほな余ったな、それじゃ貯金しようかというふうな形にするほうが、僕は、いいんじゃないかなと思うんですけども、もう一度お願いします。

○議長（鈴木基次君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（野田佳秀君） はい、お答えします。

平成27年度の決算見込みで余るようでしたら、当初予算でお認めいただいています法定外繰入20,000千円しているんですけども、その分の減額を行いたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第6号 平成27年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第7号 平成27年度美浜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 議案第7号 平成27年度美浜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ714千円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ1億91,256千円とするものでございます。

まず、3ページの債務負担行為の変更でございますが、一般会計の補正のところでもご

説明いたしましたように、上下水道管理システムをクラウドシステムへ移行する作業が8月ごろまでずれ込む見込みとなりました。機器のリース期間が平成33年度にずれ込むことに伴い、債務負担行為の期間を変更するものでございます。

では、7ページの歳入からご説明申し上げます。

農林水産業費県補助金では、処理場などの事業実施に伴う農林漁業集落排水事業元利償還金助成交付金の追加がありましたので、700千円の増額でございます。

繰入金では、一般会計繰入金2,601千円の減額で、雑入への財源振替と人件費分の繰り入れでございます。雑入は、消費税及び地方消費税還付金2,615千円の追加で、消費税及び地方消費税の還付金の追加があったことによるものでございます。

次に、9ページからの歳出についてご説明申し上げます。

総務費、総務管理費、施設管理費14千円の追加は、勤務評定などによる人件費の追加でございます。公債費については、消費税の還付があったことにより、財源の振替を行ってございます。基金積立金は、県からの交付金の追加分700千円を積み立てするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、細部説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論は終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第7号 平成27年度美浜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第8号 平成27年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 議案第8号 平成27年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ242千円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ2億992千円とするものでございます。

まず、3ページの債務負担行為の変更でございますが、前議案でもご説明いたしましたとおり、上下水道管理システムをクラウドシステムへ移行する作業が8月ごろまでずれ込

む見込みとなりましたので、機器のリース期間が平成33年度にずれ込むことに伴い、債務負担行為の期間を変更するものでございます。

7ページの歳入からご説明申し上げます。

繰入金、一般会計繰入金242千円の追加は、人件費分の追加でございます。

次に、9ページの歳出についてご説明申し上げます。

建設費では、242千円の増額で、勤務評定などに伴う人件費の追加でございます。

以上で、まことに簡単ではございますが、細部説明を終わります。よろしくご審議の上、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第8号 平成27年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第9号 平成27年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 議案第9号 平成27年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）について細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ294千円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を8億28,748千円とさせていただくものでございます。

まず、6ページの歳入からご説明申し上げます。

繰入金、一般会計繰入金294千円の追加は、人件費分の追加でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

8ページ、総務費、総務管理費、一般管理費62千円の追加、地域支援事業費包括的支援事業任意事業費、介護予防マネジメント事業費232千円の追加は、いずれも勤務評定などによる人件費の追加でございます。

以上、まことに簡単ではございますが、細部説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第9号 平成27年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第10号 平成27年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 議案第10号 平成27年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ253千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億98,904千円とさせていただくものでございます。

まず、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、繰入金、一般会計繰入金は、111千円の追加、諸収入、雑入で142千円の追加でございます。いずれも勤務評定等による人件費の増額に対する収入で、雑入の後期高齢者医療広域連合からの収入は、現在派遣しております派遣職員に係る人件費の追加分でございます。

8ページ、総務管理費、一般管理費253千円の増額は、勤務評定などによる人件費の追加でございます。

以上、まことに簡単でございますが、細部説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。7番、高野議員。

○7番（高野正君） 7番。

派遣職員の件なんですが、派遣職員の勤務評価というか、勤務査定はどのような形で、どう提出され、どのようにされていますか。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 派遣職員の勤務評定についてでございますが、基本的には美浜町の皆同じ職員ですので、町の勤務評定様式というのがあるんですけども、それを広域連合の総務課長さん宛てにお送りさせていただいて、それで基本、評価基準はこういうことですよということをご説明させていただいた上で、まず広域連合で点数をつけていただいて、返してもらうということをしています。

その上で、それをそのままということではなくて、美浜町の職員と、こちらにいる職員

と同じように配列した中で、先ほど田渕議員からもありましたように、全体のバランスというのもある程度は必要だと思いますので、その中で広域連合からの評価はこうだけれども、もう少し上げようか、下げようかというふうなのを最終審査者の会議の中で調整して決めているという、そういう形になってございます。

○議長（鈴木基次君） 7番、高野議員。

○7番（高野正君） そのような形でやっていただいたらいいんですけども、広域連合も何人かの派遣職員を抱えていると思うんですよ。派遣されたところへ、要するに一個一個、課長がしやったら大変な作業にもなると思うんですけども。だから、簡単、こんな言い方したら失礼なんですけど、平均点でええやんって、まあまあ、言うたらこれになってくと思うんですよ。その辺、心配されていないのか。でも、やっぱり派遣やから、実際、仕事ぶりは見られていないんですよ、うちは。でも、向こうへ派遣した先の課長がちゃんと査定してくれているので、まあ、ええやろうという話なんですけど、やっぱり直接、派遣する前の担当課長が、いや、こんな査定、こんなはずではないと、もっとこの子はできるから派遣にしているのよというふうな形もあるのか、ないのか。ただ、向こうが持ってきたものをある程度加味してうちがやる。それから、何か極端に言うたら、派遣した先に、給料、平均しか上がってなくて、ほんまに査定してくれているのかよというふうな話になってきたら、派遣に行かされて、行きたいような職員なくなりますから非常に困ると思うんですよ。その辺、どうなのか、もう一度ご答弁いただきたいのと、それから先ほど田渕議員がおっしゃっていましたが、課長と主幹の給料がひっくり返って年功序列やないけど、私は、そうせえとは思っていないんですよ、ひっくり返ったことをどうなっているのかと。私は、むしろひっくり返ったことで、課長の給料のほうが低いというのは、ちゃんと査定しているなって思っています。ただ、その時点で課長になられて、給料が低い、それ以上もう上がれへん。それ、したら、課長にしたんやけれども、いつまでたっても上の課長がいてるからならせられへんよと、結局そういうことであろうと思うんですよ。そうでなかったら、査定というのは、やっている意味がないんですよ。

ある民間企業に、私、以前行っていたところは課が5つあって、各部下20人持っていたら100人ですよ。これ、1番から100番まで全部順番つけるんですよ。たとえ課長の下で主任であっても、副主任であっても、1番になるとは限らないんですよ。自分の部下の1番は、各課の1番は、うちのこの部下が1番やというんです。ほかの課長も、当然、自分のところの部下がかわいいですから1番と言うでしょうね。だから、最低になれば、1番のはずが5番になるんですよ、課が5つあったら、査定は。これは、全員につけるんですよ、1から100まで、1人ずつ。それで、ころころひっくり返る。そのときに、先に主任にしたやつが副主任より査定が低かったと。主任、副主任のほうが給料高い、こんなの当たり前なことなんです。何も不思議なことない。査定しているからそうなるんですよ。

だけど、そのひっくり返ったのがよその課に移った。すると、今度、査定する課長が変

わかりますね。課長が変わると、やっぱりこれ主任の値打ちがあるぞと、やっぱり1番や。そこで1番つけてくるんですよ。そやから、課を変えるんですよ、若いうちに。そうやって査定を公平にできるようにしていつているんですよ、民間は。だから、こどもそうであるべしやと思うんです、査定というのは。

だから、課長のほうが給料安い、そんなことはあって当然の話で、ちゃんと査定したらそうなるんですよ、やっぱり。やっぱり、この主幹しか、仕事はようできる、口では言えませんよ。それが給料にあらわれてこないと、主幹、何のために一生懸命やっていたか、意味ありませんよね。だから、給料の査定って、給料だけの査定に結果的にあらわれるけれども、日ごろの仕事ぶりなんですよ、査定というのは。

だから、その辺、一体、だから派遣した2年間か3年間の間に僕の給料が、走ってきた後輩よりか負けてもうた。それは、査定何もしていないんですから、現実に、もとあった担当課長が、向こうの派遣先の課長がしているだけでしょう、現実に。返ってきたら給料がひっくり返っていて、それは殺生やと思う、ちょっとね。だから、派遣される職員というのは、よっぽどやっぱりお気をつけて、町長もたまにお会いしたよとか、一生懸命頑張ってくれているようなお話もされていますので、ほらくりやないとは思っておりますよ。

だけど、そういうことでないと、今後そういうことが出てきた場合、派遣行きたない、いうふうになりますよ。だから、もう一遍、その派遣職員の給料の査定というのは非常に難しいと思いますが、もう一回、そこら辺、福島総務政策課長のほうからわかりやすく説明してください。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 現在、派遣職員というのは後期高齢者の広域連合と、それと地方税回収機構、2名おるわけです。今回、初めて2名派遣になったことによって、広域連合と地方税回収機構でも、またその勤務評定の考え方が違うということがわかってきました。

特に、地方税回収機構の課長さんと話しした中では、美浜町はそうやって勤務評定したのを昇給とか勤勉手当に反映させているけれども、意外とそういう給料への反映というのをやっていない町が多いということが、この前、地方税回収機構の課長さんと話をしておわかってきた、そういうものもあります。

それで、今、議員言われるように、派遣している間は平均点でよいという、そういう考え方はしていません。今言われましたように、やっぱりしんどい目して向こうへ行っているんやから、そこは評価してあげようということで、特に優秀、優秀、標準というような分類があるわけですがけれども、そのスタートラインで、できれば標準じゃなくてももう少し高いところからのスタートというふうな評価の仕方はすべきだと考えていますし、実際、そういう形での評価をします。

加えて、こちらの担当課長、例えば税務課長であったり、福祉保険課長であったりにも、向こうへ派遣で、様子はわからんけれども、何かどうなというふうな話は、参考としては

聞いた上での査定というふうな、勤務評定というような形をとってございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） ほかにありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第10号 平成27年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第11号 平成27年度美浜町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（太田康之君） 議案第11号 平成27年度美浜町水道事業会計補正予算（第3号）について細部説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収支の収入と支出、資本的収支の支出、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

9ページ、10ページの収益的収入及び収支の見積基礎の収入についてからご説明いたします。

事業収益、営業外収益、雑収益552千円の増額でございます。これについては、一般会計から若野頭首工改修等の負担金分として出資していただくものでございます。収益的収入の補正額は552千円の増額で、事業収益合計は1億46,038千円となっております。

次に、11ページ、12ページの収益的収入及び支出の見積基礎の支出についてご説明いたします。

事業費用、営業費用926千円の増額は、取水及び給水費552千円の増額と総務費374千円の増額でございます。これらについては、若野頭首工漏水対策工事による負担金の追加や職員の勤務評定による期末勤勉手当共済組合負担金の増額でございます。収益的支出の補正額は926千円の増額で、事業費用合計は1億41,057千円となっております。

次に、2ページの第5条では、当初予算第7条の議会議決を得なければ流用することのできない経費として374千円を増額し、29,425千円と定めてございます。

次に、13ページ、14ページの資本的収入及び支出の見積基礎の支出についてご説明

いたします。

資本的支出、建設改良費、漏水施設改良費4,000千円の減額でございます。これについては、御坊市発注の道路改良工事にあわせ、導水管布設替え工事を発注いたしましたが、計画より工事延長が延びなかったことによるものでございます。資本的支出の補正額は4,000千円の減額で、資本的支出の合計は3億2,346千円となっております。

次に、1ページの第3条では、当初予算第4条、本文括弧書き中の資本的収入が資本的支出に対して不足する額1億806千円に、補填財源として過年度損益勘定留保資金9,682千円に、当年度損益勘定留保資金57,395千円に、当年度分消費税資本的収支調整額20,257千円に、建設改良積立金13,472千円に改めてございます。

次に、第4条では、債務負担行為の期間を補正してございます。これについては、旧システムの移行作業期間が見込みより遅くなり、そのため、新システムの使用開始時期が遅れることとなったので、期間を平成33年度まで延長するものでございます。

次に、15ページは、補正後の予定キャッシュ・フローの計算書で、資金期末残高は1億72,723千円を予定してございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。2番、繁田議員。

○2番（繁田拓治君） ちょっと、お尋ねしたいんですが、今、私の上の西山で水道タンクの建設工事が行われております。先日も、物すごい音聞こえてきておったんですが、今は、大きなクレーンで工事して、端へ行って、見ることもできませんが、その進捗状況、何か変わったことございませんか。

○議長（鈴木基次君） 上下水道課長。

○上下水道課長（太田康之君） 今の答えですが、今現時点において、今、配水池の本体工事の基礎部分は完了してございます。それで、昨日からですが、資材の搬入、本体工事に係るステンのだすけれども、それを、今、搬入作業しているところでございます。その搬入作業がある程度、今週、今日、もしくは明日ぐらいまでで終わると思うんです。

その中で、それからその部分について本体工事の作業を、築造の作業を来週あたりから実施していくつもりです。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 2番、繁田議員。

○2番（繁田拓治君） この工事は大変大きな工事だろうと思います。私道も使っておりますし、事故なきよう願っております。今後ともよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第11号 平成27年度美浜町水道事業会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第12号 議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条第13項及び美浜町会議規則第128条の規定によって、お手元に配付しています議員派遣の件のとおり決定することにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（鈴木基次君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、お手元に配付しています議員派遣の件のとおり決定しました。

しばらく休憩します。

午後二時十五分休憩

———・———

午後二時十六分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。

お諮りします。

ただいま各委員長から、委員会の閉会中の継続審査及び調査について申出書が提出されました。これを日程に追加し、議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（鈴木基次君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを日程に追加し、追加日程第13として議題とすることに決定しました。

追加日程第13 委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

各委員長から、目下、委員会において審査及び調査の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（鈴木基次君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成27年美浜町議会第4回定例会を閉会します。

午後二時十七分閉会

お疲れさまでした。